

平成19年12月7日(金曜日)第4回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
安彦守	市民生活課主幹	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第2号

平成19年12月7日(金曜日)

第4回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はおりません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 19 年 12 月 7 日 (金)

(第 4 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	自治体病院の経営について	悪化する市立病院の経営の立て直しには、規模縮小や薬剤の院外処方、さらには広域医療体制の確立など、早急に検討すべきと思うが今後の対応を伺いたい 経営悪化の大きな要因は医師不足にあると思うが、どのように対処されるのか 実施計画で示された病院事業財政計画書について 市立病院経営検討委員会での改善策はどうなっているのか	13番 新宮 征一	市長
2	水道料金について	村広水の料金引き下げによる差額をある程度受益者に還元すべきではないか		市長
3	少子化対策について	子育て環境整備について 父子家庭への支援について	3番 辻 登代子	市長
4	保育行政について	保育所の待機児童と入所できない方への対応について 新たな一時保育の実施について	6番 國井 輝明	市長
5	自主財源確保対策について	厳しい地域経済の中で自主財源を確保するために、税を初め使用料等の収納業務を担当するセクションを設けてはいかがか また、団塊の世代に対応した起業支援も効果が大きいと思うがその対策は	2番 石山 忠	市長
6	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度の具体的な内容と取り組みについて	15番 佐藤 暁子	市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	少子化対策について	乳幼児医療費無料化の拡充について 妊婦健康診査の公費負担拡大と具体化について		市長

新宮征一議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番、2 番について、13 番新宮征一議員。

〔 13 番 新宮征一議員 登壇 〕

新宮征一議員 おはようございます。

ことし最後の定例会であります。今、本市が抱えている重要課題、そして多くの市民が関心を持っている課題について、代表質問ではありませんが、緑政会の意見なども参考に、先頭を切って質問をさせていただきます。

まず、通告 1 番の自治体病院の経営についてであります。

私は、この六十数年間、病気らしい病気、けがらしいけがもなく、一度も入院の経験はありませんでした。しかし、この春、みずからの不注意から、右足かかとの複雑骨折という思わぬ事故に遭い、市立病院で約 1 カ月間、生まれて初めての入院を経験いたしました。その間、多くの方々に変にお世話になり、無事退院できたのでありますが、入院中に感じたことは、空きベットが余りにも多いこと、外来患者の数が少ないのが目立ち、果たしてこれで病院経営が大丈夫なのかと、一抹の不安を感じておったところでもあります。

そして、9 月議会に示された前年度の決算を見ますと、残念ながら、その不安が的中、負担金、補助金合わせて 3 億 7,800 万円もの一般会計からの持ち出しには、正直言って驚き、ここで何らかの策を講じなければと思ったところでもあります。本当にこのままでは、破綻してしまうのではないかとの危機感を強く感じたところでもあります。

さまざまな資料を分析してみますと、ピーク時の平成 14 年に比較して、合計患者数が 14 万 7,000 人から 10 万 6,000 人と 4 万 1,000 人、約 28% の減、外来患者では、10 万 1,000 人から 6 万 9,000 人と、3 万 2,000 人の約 30% の大幅減となっております。入院患者数だけを見ましても、4 万 6,000 人から約 20% 減の 3 万 7,000 人の減少となり、したがって医業収益では約 3 億円もの大幅減少となっております。このような数字を見ますと、経営の悪化が顕著にあらわれており、いよいよ抜本的な対策を早急に検討すべきと思いますが、特に次の点について伺います。

第 1 点は、病床利用率が 64% と極端に低いなどから見ても、まずは規模の縮小や薬剤の院外処方なども選択肢の一つではないかと思いますが、このことについてどのように考えておられるか、また、広域的な医療体制の確立に向けて、今後どのように対処されるのかであります。

第 2 点は、医師不足の問題があるかと思えます。一昨年と比較して、昨年度は医師が 3 名減って 10 名となっておりますが、これらは経営悪化に拍車をかける最も大きな要因ではないでしょうか。これまでも佐藤市長は、山大との良好な信頼関係を保ちながら、だれよりも積極的に精力的に医師の確保に努力してこられました。今後の対応について伺います。

第 3 点目は、このほど示された病院事業の財政計画書についてであります。平成 20 年度の医業収益は 19 年度と比較して、約 5 億円減額の 19 億円余りが見込まれ、21 年、22 年は多少なりとも増収に転じており、その御努力に期待するところでありますが、どうしても理解しがたいところがありました。医業外収益のところ、他会計からの負担金が 1 億円、同じく補助金として 1 億 2,000 万円の合計 2 億 2,000 万円はわかるのですが、医業収益の中でも他会計からの負担金として毎年 8,000 万円が計上されておしま

す。これは、初めてのケースですが、性格から言っても医業収益とは一般的に見て、医療行為によって得る収入のように考えられますが、医業、医業外合わせて1億8,000万円の負担金をどのような根拠で分離されたのか伺います。

最後になりますが、11月の全員協議会の折に、今検討されているところの市立病院経営検討委員会の検討内容については、この定例会終了後に中間報告がなされるということでありましたので、詳細については必要ありませんが、先ほど私が述べた事項について検討なされたのかどうか、さらにはどういった事項が中心になっているのか、概略的な部分をお聞かせいただきたいのであります。

次に、通告2番の水道料金について伺います。

本市の水道事業については、平成13年度から始まった第4次拡張事業の計画に基づいて、配水池の整備や石綿管の更新など、積極的に事業が推進され、第4次拡張計画の折り返し時点で進捗率が60%に達していることは、事業が順調に推移していることのアかしであり、大変喜ばしいことであります。

また、前年度の決算を見ましても、年間総配水量、有収水量が減少しているにもかかわらず、結果的には有効率が前年対比で0.8ポイント増の89.5%となるなど、上昇傾向がうかがわれ、安定した経営が裏づけられており、その御努力に敬意を表します。こうした中、まだ、県の条例が改正されていないというものの、このほど県は、広域水道料金を県平均で25.4%引き下げることを公表いたしました。これは、平成12年の値下げから10年を待たずして実施されるわけで、特に村山広域水道では、県平均を上回る27.5%の引き下げでありまして、厳しい財政環境の中にあっては、大変ありがたい話であり、大いに歓迎すべきものであります。

このことについては、11月21日の全員協議会、実施計画の説明の中で触れられ、受水料金の値下げによる差益は施設整備の方に回したい旨の説明がありました。ところが、この問題は11月29日のテレビのニュースで各局が取り上げ、また、新聞各社も翌日の記事で取り上げるなど、大々的に報道され、市民の間では、水道料金が値下げされるといった話が蔓延しているのが現状であります。

また、新聞記事によれば、今回の広域水道料金の改定を受け、各市町村でも料金の引き下げを検討する動きが出ているとなっているため、寒河江市ではぜひ下げしてほしいといった意見や要望が市民から寄せられ、料金引き下げを願望する声と期待が高まりつつあるのが現実であります。

市民にとって、ライフラインの整備強化は、安全で安心な生活を営む上で、最も大切なことであり、これらの整備のために予算を費やすことも市民サービスの一環であり、もちろん大事なことであります。しかし、いろいろなところで今、値上げムードが高まっている中、市民感情を考えると、差益の全額とまではいかないにしても、市民に対して応分の還元はなされるべきと考えますが、市長の御判断をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、自治体病院の経営についてでございます。

最初に、市立病院の規模縮小や薬剤の院外処方、さらには、広域医療体制の確立などについてでございますが、患者数の低迷傾向から、医業収益の悪化が懸念され、病院の経営基盤を早急に確立する必要から、今後の病院経営方針を検討するため、本年 8 月に、病院院長を委員長に市立病院経営方針検討委員会を設置いたしまして、6 回にわたり検討を重ねてきたところであります。

その後、庁内各関係課、いわゆる関係課といえますと、総務課と総合政策課、健康福祉課、それらでございますが、との検討会議におきまして調整を図り、最終的には市立病院改革プランとして今後の経営方針の策定を進めているところでございます。

その中で、病床数についても検討を行ったところであり、ここ数年の入院患者数の推移と入院療養環境改善を図るため、現在の 160 床を 35 床減らしまして、125 床に見直しを行いたいと考えております。

また、外来患者の薬剤処方につきましては、医薬分業を進めていく観点から、現在の院内処方から院外処方に切りかえを実施していきたいと考えております。

医療の高度化とともに、機能分化が進んでおりますので、院内の薬剤師には入院患者に対する薬剤指導に当たっていただき、安心安全な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

それから、広域医療体制の確立につきましては、公立病院は健全経営や地域医療を担う医師不足によりまして、近接する高次医療機関を含めた広域的な機能分担と医療体制の充実が課題であります。県におきましては、今後の医療供給体制の基本指針として、第 5 次保健医療計画の策定作業が進められております。

また、平成 20 年度には計画の指針に基づき、地域自治体病院改革懇談会の設置が予定されており、その中で、2 次診療圏ごとに医療が完結できる仕組みづくりの議論がポイントになるようでございます。市といたしましても、県立河北病院を含む西村山地域内公立病院の広域的機能分担と効率的な統合、再編とともに、協議の場となる検討委員会の立ち上げについて市の重要事業といたしまして、県に要望しているところでございます。

次に、医師不足について申し上げたいと思います。

医師不足は、公立病院の最大の課題でございます。特に、平成 16 年 4 月にスタートしましたところの臨床研修制度によりまして、医師が大都市に集中し、地方の医師不足が顕著になってきており、要望にこたえていただけないのが現状であります。市立病院は、山形大学との連携で医師派遣をお願いしており、担当教授や医局に実情を十分に説明いたしまして、経営内容についてもお話し申し上げて、確保について要望しているところであり、毎年山形大学医学部各科を訪問し、医師派遣の要請を行ってきたところであります。

過日行われました村山保健所の立入検査におきましても、医師不足が指摘されておりますので、今後とも医師確保に向けて、山形大学医学部に対し要望していくとともに、県ドクターバンクの活用なども行いながら、医師不足解消に努めてまいります。

また、自治体病院の医師確保と定着化を図るため、自治体病院開設者協議会や自治体病院協議会を通

じまして、要望してきております。特に、自治体病院開設者協議会は県知事が県の会長、そして全国の会長に就任しており、全国的な展開の中で、要望活動を実施していることについては御案内かと思えます。

市といたしましても、県に対する重要事業要望事項といたしまして、知事に対して要望を行っているところであり、医師確保と定着については、病院の重要課題と認識いたしまして、引き続き関係機関に働きかけを継続してまいります。

次に、病院事業の財政計画書についての御質問でお答えいたします。

今、申しあげました病院改革プランの考え方を盛り込み、平成22年までの3カ年について作成しております。収入については、医業収益の料金収入と一般会計の繰入金であります他会計負担金と補助金が主なものであります。料金収入はこれまでの患者数の推移と病床数の見直しを視野に入れながら1日の平均入院患者数を110名、外来患者数を300名に設定したところですが、平成20年度は旧館の改装工事を予定していることから、107名としたところであります。一般会計からの繰入金は、総額で3億円計上しておりますが、地方公営企業法に基づき、総務省が定めている繰出基準に基づいて算定した額であります。

市立病院事業は受益者負担を原則とする独立採算制で運営することとなりますが、民間病院とは異なる特殊性があることから、一般的に不採算と言われる救急医療や高度医療などに要する経費は地方公営企業法に基づき、一般会計からの繰り出しルールが定められているところであります。このことから、財政計画書を策定するに当たりまして、一般会計からの繰入金につきましては、救急医療や保健衛生事業に要する経費として算出される額8,000万円は医業収益として分類されておりますので、医業収益の他会計負担金に計上したところであります。

また、医業外収益として算定される高度医療や企業債利息に係る経費1億円は他会計負担金へ、研究とか、研修に要する経費や基礎年金拠出金に係る経費1億2,000万円は他会計補助金に計上いたしまして、一般会計からの繰り入れ内容がより明確になるようおのおの区分して計上したものであります。

支出につきましては、医業費用の人員費と経費であります。人員費は患者数の目標数に即応した職員体制を目指しながら、現在の職員数をもとに計上しております。経費につきましては、薬品費は医薬分業を進める観点から、院外処方に切りかえを計画しており、大幅な減額を見込んでいます。

減価償却費は平成13年度に整備したオーダリングシステムなど、減価償却の終了により減額となっております。平成20年度は事業量の見直しとともに、費用の見直しを行った結果、収入、支出とも大幅な減額となっております。平成21年度は、1日の平均入院患者数を110名としまして、支出における経費の増額については、医療情報システムなど、導入に係る経費を計上いたしまして、収入支出とも同額を計上したところであります。

次に、検討委員会におけるところの検討内容についてのお尋ねがございました。病床数の規模や院外処方に対する考え方は今申しあげたとおりであります。それ以外に検討した主な項目について申しあげたいと思えます。

看護体系は、これまで入院患者数13人に対して看護師1人を配置する13対1で実施してきましたが、本年8月からは入院患者数10人に対して、看護師1人の配置の10対1に移行しており、今後とも継続する考えであります。診療科目は、現在の6診療科を維持してまいります。

また、その他の経営方針に関することとしましては、IT化の推進、それから患者サービスの向上、

さらには入院患者対応策としての地域連携などについて検討してきたところでございます。

また、現在の1病棟は築後34年を経過しております。入院療養環境の改善のため、5床部屋を4床部屋にしまして、室内改装とバス、トイレなどの改修やデイルームの拡大をする施設整備についても検討した内容でございまして、実施計画に計上したところであります。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の議会全員協議会におきまして説明を申しあげる予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、水道料金についての御質問にお答え申し上げます。

水道は、御案内のようにライフラインの一つでございます。常に安全で安定した水道水の供給が求められているところであります。本市の現行水道料金は、平成3年度に県営村山広域水道からの本格受水が開始されたことに伴い、平成3年4月1日に改定したものでございます。その後、平成12年に約28%の広域水道料金の値下げがありましたが、本市では第4次拡張工事に着手しようとしていた時期で、投資に多額の費用を必要としていたことから、値下げは行いませんでした。値下げを行ったのは村山広域水道の受水団体では山形市のみでございました。今回、県内4地区の広域水道の料金改定案が公表され、村山広域水道料金の供給単価1立方当たり105円20銭から76円30銭へと27.5%の引き下げを行う予定でございます。

そこで、村山広水の値下げを市民に還元すべきではないかとのことでありますが、11月29日、御案内かと思っておりますが、知事の記者会見によりますように、「水道水の引渡し価格を来年度から10力年4地区広域水道平均で25.4%、一般家庭の1カ月の使用料に換算しますと516円程度の値下げになる」と申されております。

しかし、本市の場合は市民に供給している水道水の全量を村山広水から購入しているのではなく、自己水源で55%を賄い、残りの45%を村山広水から購入している状況にあります。したがって、県側が公表しました一般家庭での516円程度の値下げといえますのは、すべての水を県から購入した場合の値下げ見込み額であり、本市の購入割合から見ますと、家庭への実際の影響は現行の1立方当たり165円から7%程度、金額にしますと12円、1カ月の一般家庭で計算しますと税込み250円程度の値下げであると見込まれます。

しかし、本市においては、現在、第4次拡張工事、御案内のように、13年からスタートして26年までにやるわけでございますが、実施中でございます。この中におきまして、老朽管を初めとする施設の大量更新期にあり、投資事業に多くの資金を必要としております。加えて、頻発する地震に備え、今年度から配水管等の本管布設がえにおいては、離脱防止継ぎ手を備えたところの水道管の全面採用によりまして、経費も増加しているところであります。

本市の水道本管、いわゆる導水管、送水管、配水管の総延長は約300キロメートルでございます。そのうち、第4次拡張事業での老朽管更新計画延長は41キロメートルであり、19年度末まで、16.8キロメートルが完了する見込みでございます。これは進捗率で見ますと約41%になります。そして、これまで約6億円の投資を行ってきており、今後も残り24.2キロメートルに対して、約10億3,000万円の投資により整備を進めていかなければなりません。

さらに、新たに配水管を拡張しなければならない箇所もございます。例えば、木の下土地区画整理事業地内におきまして、基幹的な部分に延長約3キロメートル、事業費で約1億3,000万円の投資も必要といたします。さらに、第4次拡張事業における配水池の建設費などの起債も約10億円に達し、その

償還もこれから見込まれます。しかし、老朽管の更新や耐震化への投資、さらに配水池等建設に係る公債費の償還、これらは給水収益の増加には直接結びつかないわけですが、取り組まなければならないわけでございます。

水道は装置産業と言われるように、施設が適切に維持管理されていなければ事業の継続は困難でございます。内部留保の積み上げで財務体質の強化を図り、老朽施設の更新や新たな投資に振り向けることが重要であると考えております。このようなことから、県の値下げ計画に対しましては、連動しての即時値下げは難しい状況にあるということをおきの全員協議会で担当が申しあげたところであります。

水道事業を経営する上で、常に水道利用者に対し、満足度の高いサービス、災害に強い信頼のライフラインの維持発展に心がけておりますが、今回の県料金値下げによる還元方法については、ライフライン機能強化などの投資的事業の促進を優先したいと考えているところであります。

以上です。

伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 まず、第 1 問にお答えをいただきまして、ありがとうございました。

第 1 点のこの病院の経営についてであります。今の病院の実態というものは非常に厳しい中にあるという、いわば危機感を感じている部分では私も全く市長と共通する部分が多いわけでありまして、しかし、今回この検討委員会などでさまざまな角度から検討され、そして県の方のプランなどともあわせながら今後検討されるということでもありますので、ぜひその方向性をいい方向に導かれるように我々も見守っていきたいというふうに思います。

それから、この第 2 点の経営悪化の要因でありますけれども、先ほど市長の御答弁の中にもありましたように、話をずっと詰めていくと、究極的にはこの医師不足、ここにぶつかってしまうんですね。よく言われていることに医師 1 人年間 2 億円稼ぐんだと、こう言われておりますけれども、もちろんこれは純益ではありませんで、人件費を含めたさまざまな経費が当然伴ってくるわけですけれども、例えば昨年度の決算では 3 名減っていると。単純計算で 6 億の医業収益というよりも収入が減っている計算になるわけで、その半額を見ても、3 億円程度は医師がもし 17 年度と同じであればそのぐらいのことは見込まれたのかなと、素人が単純に計算しますとそういう計算も成り立つわけがあります。

しかしながら、今後も医師の確保に向けては市の方では山大とのいろいろな関係をこれからもさらに強めながら、積極的に取り組んでいかれるということでもありますので、大変安心したところでもありますけれども、医師不足の問題は単なるこれは寒河江の市立病院だけではありません。先ほど市長も触れられておられましたけれども、この臨床研修制度ができたことによって、これが義務づけられたことによって、今よく言われている都市と地方の格差という言葉が頻繁に使われておりますけれども、この医療行政にまでそういうひずみがもう来てしまったのかなと。

この前の新聞を見ますと、山形県の齋藤知事は、こういう状況を地域における医師欠乏症と、こういうふうに表示しております。これらを踏まえて、本県、そしてまた宮城、鳥取、徳島、佐賀の五つの県の知事が共同で国の方に要望をいたしておりますけれども、そこで、特に目についたのが、医師の免許を取ったいわゆる自治体ですね、山形で言えば山形の医学部で医師の免許を取られた方は、山形県内でその臨床研修制度を受けるように義務づけてはどうかという提言などもなされておったようであります。これらの問題にしましても、これからどうなるか先を見ないとわかりませんが、いわゆる医師不足に対する医師確保に対する地方の声というものは、あらゆる機会をとらえながら、もう大々的にこれを国の方にアピールしていく必要があるのではないかというふうに思います。

もちろん地元での現場での医師確保に対する努力はさまざまな角度からこれは必要になってくるのはごく当然であります。こういう事態を特にこの地方の自治体病院を持っている自治体が声を大にして、これらの実情を訴えていかなければならないというのは私も全く市長と同感であります。何らかのアクションを起こさないと、ただ腕組みをして考えておただけではなかなか解決できない。

したがって、例えば寒河江市だったら寒河江市で独自で国に対して要望、あるいはその意見書などを提出していくことも一つのアクションとしてとらえられ、もしこれがマスコミなどで取り上げられるのであれば、この寒河江市のそのスタートをさらに多くの自治体病院を持っている市町村にも波及して、大きな一つの流れとして変わってくるのではないかなと。非常にこれは時間がかかるとは思いますけれども、現場での対応の仕方とあわせて長い目で見たいいわゆる多くの自治体が一丸となることができるような、

先ほど市長の話にもありましたように、山形県の知事が会長になってつくられている協議会などもあるわけですが、それらに対しても各自治体としての要望、意見なども積極的に取り上げて、訴えていく必要があるのではないかと思います。市長の御見解を承りたいと思います。

それから、実施計画の財政計画書の中で示された内容については理解をいたしました。ただ、当初1問でも申しあげましたが、医業収益、いわゆる医業収益という言葉の響きからいって、他会計からというのはどういうことなのかなと、負担金というのはどういうことかなということで、単純に質問させてもらったんですが、救急医療、あるいはさまざまな高度医療とか、さまざまな角度からこれらが医業のいわゆる医療行為として考えられるということで、公営企業法に基づいてこれが計上されたということですので、その点については理解をしたところであります。

それから、市立病院経営検討委員会では、これは1問で申しあげましたように、今月の末に全員協議会において中間報告がなされるということですので、ここでそれ以上お聞きするつもりはございませんが、先ほど私が冒頭に申しあげたような内容も十分に検討されているということですので、規模縮小にしても35床をカットして125床に規模を変えるという具体的な話もありましたので、この件についてはそれ以上申しあげることがございません。

通告2番の水道料金であります。これも前回の全協の中での説明を聞いた段階で、ある程度といたしますが、そうなのかなという感じは持っておったんですけれども、先ほども申しあげましたように、非常に市長の御答弁を聞いて、村広水の利用率がどのくらい、あるいは県全体での動向というものは我々にはこれは理解できますし、もちろんこれも私たちの立場からいっても、市民に対して説明責任があるわけですが、ただ、市民感情という言葉がびったりかどうかわかりませんが、水道は今回下がるんだという期待が非常に大きいんですね。で、先ほども申しあげたんですが、これは全額27%値下げされるから、それを全額市民に還元したらどうかという考えはもちろんありません。

しかし、これまでこの寒河江市のまちづくりのために、市長はもう積極的に取り組んでこられました。ただ、近年はこのまちづくりにしましても、協働のまちづくり、いわゆる協働という部分を大変強く市長も訴えておられます。その協働という、いわゆる市民と行政との信頼関係が最も基礎になる部分がこの協働のまちづくり、あるいは共同体、そういう大事な要素であると思うんですね。本当にこれまで市長が取り組んでこられたまちづくりはすばらしい成果をおさめてこられました。さすが佐藤市長だなというその高い評価は、もう全市的に広がっております。

その反面、もうちょっとこの市民に対しての市長の「そうかと、みんな一緒になってまちづくりをやらんとしているんだ」というのであれば、多少なりとも今回のこれだけもう世間で話が広まっているわけですから、今すぐここで値下げするとか、あるいはこのくらい下げるとか、下げる方向で検討するというところまでは至らないのではないかなというふうに私も理解はできるんですが、この料金値下げという、値下げありきの考え方でなくして、全体的な構造の中で何とかこの検討をしてみたいという市長の優しいお気持ちがないのかなと。ちょっとその辺だけ市長にお願いしたいわけなんです。

というのは、何回もこれちょっとくどくなりますけれども、やっぱり市民から信頼される行政、行政から信頼される市民、そういうふうな共通理念のもとに今後の行政というのはやっていかなければならない非常に厳しい時代であると思います。市民からは本当にすばらしい佐藤市長だと、これまでの実績を高く評価されているわけですから、この辺でひとつ何とか市民にじゃあ何ぼか分けてやるかと、いう気持ちを出してもらえれば、考えを出してもらえれば、市民はさすが寒河江の市長はハードな面もあり

ながら、非常にこのソフトの面でも我々市民の心を常に考えておられるんだということが伝わるんではないかなと、そんな感じもしますので、ただ、下げるという条件のもとに検討するのではなくて、構造全体的な検討を再考いただけないものかどうか、ちょっと何かきつくなるかもわかりませんが、もう一度再考をお願いしたいなと、こんなふうに思うところであります。

以上で2問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、病院の医師不足でございますが、本市の場合は医師不足はそのとおりでございます、ですからこそこれまで各方面に働きをかけてきたところでございますが、先ほど申しあげました村山保健所の年 1 回の指導の中でも指摘されておるわけでございますが、この場合の数字は患者数が少ないということもございましたから、そうそう低い数字が、悪い数字が出ているわけじゃございません。というのは、0.37人と、六捨四入しましても 1 名不足と、こういう結果でございますが、でも、これは今申しあげましたように、患者が少ないということからこういう数字が出るわけでございます、患者が多ければもっともって医師が不足するという事態は見込まれるわけでございます。

また、人材のドクターバンク、これにつきましても接触しておるところでございます、そういう中で、何とか医師不足は解消できないものかなと、このように思っておるところでございます、医師不足は県内はもちろん、全国的な課題でございます、特にこの地方と都市との格差の中で、特に地方の公立病院の不足ということは訴えてきておるわけでございます。全国市長会なり、あるいは全国知事会でも言っておるわけでございますので、先ほど申しあげましたように、自治体の公立病院協議会というものにも県知事になっているというようなことで、殊のほか山形県挙げて医師不足対策には取り組んでおるといようにしておるところでございます。

ですから、各公立病院がそれぞれの公立病院がおれのところは少ない、私も少ないと、こういうことじゃなくて、全体としてこの医療体系、体制というものを考えなければならぬのじゃなからうかなと、そう思っております。ですからこそ、先ほど答弁申しあげましたように、広域医療圏計画の中で西郡一体となって県立病院も町立病院も市立病院も一体となったところの広域医療圏計画の中で、これでいろいろ機能分担してみたり、あるいは医師不足を解消するということも含められて考えなくちゃならない事態に当然来ているんだと、このように思っております。ですからこそ、医師不足対策という面にあわせまして、広域医療圏計画の再編成というものを本市としては訴えてきたところでございまして、まだ他の町等々ではその御了解を得ていないのが非常に残念でございますけれども、そういう私は考えでありますので、全体、医療制度そのものというものを、あるいは計画そのものを、これを考えていかないとただ医師不足医師不足というだけでは相済まされないことだろうと、このように思っております。

それから、アクションをどう起こしていくかというような話でございますけれども、これまでもそれぞれの立場において、あるいは協議会等々にありましてアクションを起こしておりますので、改めてまたアクションというような特別な形というものは出てくるのかなというふうな気がします。ですけれども、十分御意見は承っておきたいと思っております。

次に、水道でございますが、余りにも広域水道の方から下げた下げたと、受水団体も考えてはどうかというような発言やら、マスコミが報道したわけでございますので、もう既に水道料金というものは下がってくるのじゃなからうかなと、こういうふうなお気持ちで受け取る方もいらっしゃると思います。ですけれども、先ほど申しあげたような考え方から、まずは寒河江の実情というものをやっぱり説明申しあげると。市民に対しても説明を果たすということから、言っていきたいものだなと。

ですから、きょうの御質問等々も踏まえまして、受水団体の中で寒河江は引き下げは考えられないんだと。なぜかというような理由というものを市民の中に十分説明していくことがこれも一つの政治だろうと、このように思っておるところでございます、本市の実態というものを先ほど引き下げに向かわ

ないという理由を何点かの立場から申しあげましたけれども、こういうことを市民に知ってもらおうということ、そして、これまで第4次拡張をやった。あるいは配水、その中で配水管はもちろんのこと、配水池の整備も何カ所やった。今度はやっぱり耐震化に強いところの更新というのに向けていくんだよなど。あるいは、これまでに投資したところのものも大変あるようでございますから、じゃあやっぱり少しは我慢しなくちゃならないのかなと、こういうような気持ち、そしてまた、上水道というのは御案内のように、広域事業でございますから、その辺も十分理解してもらわなくちゃならないのかなと、このように思っております。

そしてまた、値下げの幅につきましても、県の方では516円とかと言っているわけでございますけれども、寒河江は45%しか受水していないんだと。ですから、これを換算しましても二百四、五十円の該当しかしないんだというようなこともあわせて、これも市民に御説明申しあげ、御理解を賜りたいものだなど、このように思っております。

議員からは「協働のまちづくり」と、こう言われましたけれども、引き下げることだけが協働じゃございませんので、やっぱりみんなに理解してもらって、どういう実態になっているのかという御認識の上に立って、一緒にじゃあそういう寒河江市の状況、そして寒河江市の上水道が向かっている方向というものはそうなのかということをお互い理解し合うということもこれも協働だろうと、このように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 新宮議員に申し上げます。

時間 3 分ですので。

新宮征一議員 時間の方が迫っていますので、そんなに長くは申しあげませんが、協働のまちづくりを持ち出したのは、市長、本当に心の通い合える行政と市民という角度から少しでも考えていただけるかなということで申しあげたんですが、それはそれで結構ですし…。

ただ、病院の医師不足の問題で、市長はいろいろな角度からこれまで運動なり、あるいは要望を出しているんだというお話でありましたけれども、例えば、地方のいわゆる自治体病院を持っている議会と一緒にそういうふうな運動を展開する、いわゆる行政と議会でもこういうふうな数字を見て、このまま放っておけません、はっきり言って。そういうことから、議会などでもそういうふうなアクションを起こすこともこの医師不足に対する、いわゆる国策、国の方の政策をある程度変えられるものに将来なっていけばなど。そんな思いもしておるんですけども、このことに対して、市長の御認識だけ伺いして、私の質問はこれで終わります。この 1 点だけお答えいただければありがたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 議会としてそういうアクションを起こすということに対しては、一考を私はお願いしたい立場でございますし、議会と市長、執行部と一緒にあって要望書を出すとか、あるいは何らかの形のアクションを起こすということにつきましても、私は全面的にやらせてもらいたいと思っております。

辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 3 について、3 番辻 登代子議員。

〔 3 番 辻 登代子議員 登壇 〕

辻 登代子議員 おはようございます。

緑政会の一員として通告番号に従い、一般質問をさせていただきます。

通告番号 3 番、少子化対策についてであります。少子高齢化が進行する中、特に少子化対策は喫緊の行政課題であると考えます。将来を担う子供たちを安心して育てられる環境をどのように整備していくかということに対し、どこの自治体も必死で取り組んでおります。しかしながら、その効果はすぐに期待されるものではなく、長期的計画が必要であると考えます。少子化が進めば、人口が減少し、社会構造が大きく変わり、地方分権が叫ばれている昨今、どのように地方の力を出し、活力を上げていくのか、大変危惧するところであります。

私は 4 月の市議選において、多くの母親が子育てに対する悩みを抱えながら働いているという状況を見てまいりました。例えば子供を幼稚園や保育所に預けられない家庭や、預けていても保育時間外では見てくれる人がいないということ。また、土曜日、日曜日に出勤しなければならないことや、残業などで子供を迎えに行くことができないということも伺いました。職業はそれぞれ違うわけですので、勤務時間もさまざまです。その中で子供の養育をしていくのは、親として当然のことではありますが、現在の社会的状況からすると、積極的に行政が支援をしていくことが必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。人口の減少化傾向をどのようにとらえ、少子化対策をどのように進めていくのか。

先日、健康福祉課でファミリーサポートについてお聞きしてまいりました。その内容はとても整備されており、細やかな配慮がなされている制度であると思っておりますが、利用する立場の方々はそのような支援策についてほとんど知らないように思います。若い方は市報や新聞を見る時間がないほど忙しいのか、情報を知ろうとしないのかはわかりませんが、こうした施策が周知されていないことはまことに残念であります。まずは、ファミリーサポート制度を知っていただくことが必要であると考えますが、利用する側とのコミュニケーションをどのようにとっていくのか。また、現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、前問と関係することではありますが、父子家庭について質問させていただきます。

先日、ある会社の社長とお会いする機会がありました。社員の中に、離婚され子供を引き取って生活している男性の方がいるということをお聞きしました。ところが、まだ幼児のため、子供のぐあいが悪くなることにより、たびたび会社を休まなければならなかったり、早退したりして、その社員の給料が減り、生活が安定していないことが心配だということをお聞きしました。いかなる状況であれ、ひとしく子供を育てることのできる環境をつくっていかなければならないと思います。しかし、父子家庭の場合、母子家庭と異なり支援策がほとんどないことを聞いております。

そこで、お伺いいたします。寒河江市の父子家庭の数や現状はどのようになっているのか。母子家庭の支援策と比較して、父子家庭の支援策はどのようになっているのか、今後父子家庭に対する支援をどのように行っていくのか。以上の点について市長の見解を伺い、第 1 問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。再開は、午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、人口減少をどのようにとらえ、少子化対策をどのように進めているかとの御質問でございますが、最近の人口動態統計によりますと、全国の総人口は平成16年をピークといたしまして、減少に転じており、人口減少社会が現実のものとなってきております。本県の人口につきましても、平成17年の国勢調査によりますと、前回の調査に比較しまして、2万7,966人減の121万6,000人余りとなってきていまして、全国と同様の状況にあるかと思えます。

本市の人口につきましては、平成17年の国勢調査の結果によりますと、県内では4市1町が前回の調査より増加しており、御案内のとおり、本市は当該増加都市の一つとなりました。また、平成17年の人口1,000人当たりの出生数の割合である出生率を県内で見ますと、県平均が7.7、高い方からは東根の9.5、天童市が8.9、本市は県内3番目の8.8となっております。しかしながら、近年の出生数を見ても、減少傾向にあり、全国的な急速な少子化の流れは本市においても例外ではありません。

平成17年3月に策定しました子どもすこやかプランは、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを基本理念といたしまして、子育ては本来的には親の責務であります。行政の子育て支援策のほか、家庭や地域社会、事業所のほか、関係機関が適切に役割分担をしながら、子供の未来と幸せをつくっていききたいという思いを込めておるわけでございます。

具体的な子育て支援策についてでございますが、市立保育所での12時間の延長保育の実施、学童保育の整備充実、たかまつ保育所の増改築による定員の拡大と乳児保育の実施など、特に近年の保育需要にも対応するため、本議会にしね保育所の整備関連の予算を上程いたしまして、さらなる子育て環境の整備拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、子育て中の保護者の仕事と家庭の両立支援のため、ハートフルセンター内に平成13年、会員制によるところのファミリーサポートセンターを設置しました。これは仕事の都合で、幼稚園や保育所への送迎ができないときや、親の通院や家庭の看護のために、子供を一時預かってほしいときなどに利用をいただいております。平成18年度の利用者数は282名、延べ利用回数は1,318回となっております。

それから、育児相談でございますけれども、このことにつきましては、すべての保育所で実施しておりますが、加えて、平成14年には地域子育て支援センターというものを設置いたしまして、平日、電話や窓口での子育てに関する相談を受けておまして、平成18年度の相談件数は479件となっております。

子育て支援策についての周知方法でございますが、母子手帳の交付時や転入時には子育てパンフレットを配付しておりますし、それから、保健師による家庭訪問の実施や乳幼児健診のとき、保育所の入所時のオリエンテーションなどでもお知らせをしているところでございます。本市のホームページや市報を通じましても、子育て支援策について周知しているところでありますが、あらゆる機会をとらえて、本市の子育て支援策について周知をいたしまして、利用拡大につなげていきたいと考えております。

次に、父子家庭への支援についての御質問がございました。

初めに、本市の父子家庭の件数について申し上げますと、平成18年では44件となっており、近年ほぼ横ばいの状況でございます。母子家庭、父子家庭への支援策については、母子家庭、父子家庭の区別な

く、いわゆるひとり親への支援として取り組んでおります。育児支援として保育所の入所に当たっては、優先的に入所できるように配慮しているところであります。

また、ひとり親が疾病等によりまして一時的に介護や保育等の日常生活に支障を生じた場合には、家庭生活支援員を派遣し支援を行うひとり親家庭子育て生活支援事業がございます。この制度は、乳幼児の保育や食事の世話などの便宜を供与できるようになっており、事業内容は生活援助と子育て支援となっております。

さらには、一時的に児童の養育が困難となった場合は、児童を短期間児童養護施設などで預かるショートステイ事業や夜間預かりのトワイライト事業などの受け皿もございます。

これらの制度の周知につきましては、子育て支援策の周知と同様ではありますが、なお、何らかの理由でひとり親になった場合には、今後とも育児相談や子育て支援策の周知など、個別に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 辻 登代子議員。

辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

ただいまの御答弁にありましたように、きめ細やかな支援がなされているようです。父子家庭支援についても今まで聞いたことがありません。知らずに悩んでいる方が大勢いらっしゃるわけです。市報などで情報を提供することももちろん大事なことです。保育所、幼稚園の先生方との密接な連絡をとり、外に向けての宣伝が必要ではないかと思えます。今後、私もこのような悩みを訴える人に出会ったときは、ファミリーサポートのことなどを知らせ、このことを有効に活用していただくよう申しあげたいと思っております。ひとり親でも安心して子供を育て上げられるような支援に対し、なお一層力を注いでいただきますようお願い申しあげ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 4 番について、6 番國井輝明議員。

〔 6 番 國井輝明議員 登壇 〕

國井輝明議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号 4 番、保育行政について 保育所の待機児童と入所できない方への対応について質問させていただきます。

本市には、保育所、幼稚園等の幼児施設の数に17施設あり、平成19年度4月1日現在の資料を見ますと、公立保育施設6施設、1分園で、合計の入所率が103.5%になっております。また、市内にあるほかの施設でも幼稚園3施設の入所率が97.8%、認可外保育所5施設では61.3%、事業所内保育所2施設で62%、こちらの合計入所率は84.6%という数になっておりますが、新たに入所された児童もおりますし、このほかにも一時保育等の利用もありますので、現時点では社員でなければ利用できない事業所内保育所を外し、一般市民の方が利用できる施設は大変入所率も高いようです。

こういった状況の中、ファミリーサポートなどによる保育の充実を図ったり、にしね保育所においては、改修工事を行い、受入態勢を広げていただけるとのお話も伺っております。保育行政全般にわたり、きめ細やかな配慮をいただいていることに対し、敬意を表す次第です。

しかし、私が多くの方から聞いている課題として、本市が設置主体である保育所は各地にあるわけですが、入所希望の保育所に入れなかったり、また、入所が決まっても、自分の住む地区から遠く離れた施設に入所させざるを得ないということです。

例を挙げますと、自分の住む地区にある保育所に入所希望を出しているにもかかわらず、ほかの地区の保育所に入所しなければならないということです。また、ほかの地区に住む方が山形市、天童市、東根市等々、市外勤務の方々が通勤時に利用するのに大変便利であるから、自宅が遠く離れていても地区外の保育所に入所させているということです。本来、自分が住む地区にある保育所を利用するということで、地区の方を優先し、空きがあれば入所させるというこれまでの考え方ではなかったか。

そこで、お尋ねいたします。なぜ、そのようなことが起きたか、今後改善策をどうお考えなのか。

また、民間施設との連携など、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

次に、新たな一時保育の実施について質問させていただきます。

本市では、保護者のパート就労、傷病、冠婚葬祭への出席などの理由で一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育するため、市内17施設すべての保育施設で一時保育を実施しております。しかし、ここでの一時保育は、親として子供が健康であることが条件と言えるでしょう。私がここで述べたいのは、働く母親の視点から見て、子供が急に病気になったときや病気回復時の乳幼児等でも家族や友人以外に頼れ、安心して預けられる施設が必要だということです。

1児の母である、私の知人のお話をさせていただきますと、子供が熱を出し、保育所に預けられない。両親も仕事でほかに面倒を見てくれる知り合いもないため、仕方なくその日は仕事を休んで看病したということです。もし、子供が2人、3人ともなるとどうなるでしょうか。多くの家庭では、夫婦共働きで、生計を立てており、育児に専念することは困難です。このような状況に置かれても育児と就労を

両立できるよう対応し、小さなお子さんを持つ親の不安を少しでも解消すべきと考えますが、いかがでしょうか。

昨年12月の定例議会でも同僚の那須議員からも質問があったようですが、現在はどのような対応をとっていて、本市に合った病後児保育をどのようにお考えなのかお尋ねし、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 保育行政につきましての何点かの御質問がございましたが、お答えいたします。

まず、本市の幼児施設の概要でございます。民間の幼稚園が 3 施設、市立の認可保育所が 6 施設、1 分園、さらに民間の認可外保育所 5 施設と事業所内保育所 2 施設があります。

それぞれの施設の平成 19 年 4 月 1 日現在の入所状況でございますが、民間の幼稚園につきましては、3 歳から就学前の幼児が入園しておりまして、定員 500 名に対して 489 名の入所児童で、ほぼ入所率 100% となっております。さらに、公立の認可保育所である市立保育所は、両親が共働きなどの就労によりまして保育に欠ける児童を受け入れる幼児施設でございます。御案内かと思えます。定員はゼロ歳児から就学前までの乳幼児保育で 630 名であります。現在は 652 名で許容される範囲内で定員を超過入所を受け入れております。また、民間の認可外保育所においては、ゼロ歳から就学前までの幼児を受け入れておりますが、特にゼロ歳、1 歳、2 歳児の保育定員 235 名のところ、144 名、入所率 6 割となっております。

保育所への入所でございますが、近年核家族等で共働きが多く、市立保育所への入所を希望する家庭が多い傾向にありまして、入所申し込みにあたっては、保育所は学区ごとの保育所としてではなく、市全体で保育をする施設でありますので、希望する保育所を第 1 希望から、第 3 希望まで記入していただいているところであります。希望する保育所の理由としましては、一つには、居住地に近いこと、二つには、学区内であること、三つには、兄弟同じ保育所を希望すること、そして、四つ目には通勤経路の途中にありまして、送迎に便利であること、そして、五つ目には親の実家に近いこととしております。

それぞれの保育所の入所希望状況によっては、施設ごとの保育環境により定員もあり、特に 1 歳、2 歳の低年齢児につきましては、希望する保育所に入所できない場合には、待機児童を出さないためにも他の受け入れ可能な保育所での入所を勧めるか、あるいは認可外保育施設での入所を紹介しているところでもあります。ただし、就学前の 4 歳、5 歳児につきましては、就学後の友達関係もあることから、学区を見据えた希望する保育所へ入所できるよう配慮しているところでございます。

年々出生数はやや減少傾向にあるものの、来年度の市立保育所への入所申し込み状況を見ますと、1 歳、2 歳の低年齢児の入所希望がふえている状況にございます。

また、ほなみ団地の造成に伴いまして、若い世代の転入者が見込まれるなどから、にしね保育所を希望する申し込みが特に増加しております。そのようなことから、先ほど、辻議員への答弁でも申しあげましたが、低年齢児を受け入れるための施設整備をするため、にしね保育所改修工事の補正予算を本議会に上程しているところでございます。

今後とも、乳幼児教育施設である幼稚園と保育施設である市立保育所、さらには低年齢の乳幼児を受け入れていただいている認可外保育所、そして、事業所内の事業所内保育所など、それぞれの機能と役割を分担し、補完し合うということで就学前の子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな一時保育の実施についての御質問がございました。お答えいたします。

保護者の急な仕事や冠婚葬祭への出席など突発的な理由によりまして、一時的に保育が困難となった場合などへの子育て支援であります。一つは、すべての市立保育所で一時保育の受け入れを実施しております。ほかには、NPO 法人まごころサービスさくらんぼでも子供の一時預かり事業を行っており

ます。また、会員によるところの育児相互援助活動といたしまして、子供の一時預かりをするファミリーサポートセンターの設置がございます。平成18年度の利用実績は1,318回でございます。そのうち緊急な理由での利用も18回ほどの実績がありました。

また、児童の病気や健康回復期に預けられるという施設整備が必要でないかとの御質問なわけですが、病後児保育につきましては、保育所等の幼児施設で病後児保育を実施するには、病後児児童の保育のための隔離された余裕スペースの確保、それから担当する看護師などの配置が必要でございます。また、体調不良児の人数が年間を通した利用が見込まれるなど、病後児保育施設の併設については問題が数多くあります。

そこで、現在本市の病後児の保育については、ファミリーサポートセンターの中で会員同士顔見知りの会員宅に児童を連れて行って、保育していただいております。保護者としても安心していただけるものと思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。

最初に質問申しあげました保育所の待機児童等、入所できない方への対応ということで、ある程度私も理解させていただきました。

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、入所児には第 1 希望から第 2 希望、第 3 希望といろいろあるかと思います。正直、私も子を育てる親として、保育所に子供を預けておりますが、あくまで希望というのは第 1 希望、その第 1 希望を最優先して今後も決めていただきたいと思います。第 2 希望というのはあくまで本当に第 2 希望でありまして、正直第 1 希望であるところにしか入れたくないというのが親の心情であると思っております。いろいろ話を伺いますと、民間の施設ともいろいろと連携されているようでありますし、 に関しましては、特に私からこれ以上申しあげることにはございません。

ただ、 の新たな一時保育の実施についてということでありましたが、先ほども辻議員からもいろいろと質問ありまして、私も大変いいタイミングで質問したなというふうに思っておりますが、大変家庭状況で父子家庭の話が出ましたりとか、いろいろ母親の子育てに対する大変な状況も質問の中にございました。私も申しあげましたが、そういった意味で病後児保育というものをちょっと述べさせていただきましたけれども、民間の会社というところに勤務しますと、大変正直厳しい社会でございます。

自分の子供が病気で会社を休むというようなことは、しばしばそういったいろいろな会社であるとは思いますが、正直冠婚葬祭等の出席、そういったことでも仕事を休むというような状況になりますと、営利目的で働いている会社でございますので、正直本当に厳しい話、「仕事をやめていただけないか」とか、そういった話まで出てくるものでしたので、改めてこういった質問をさせていただいておりました。

ただ、ファミリーサポートでいろいろと支援して、今は見られるということなので、そういった意味で会員になっていただくような、そういったふうな勧め方もさせていただきたいと思えますし、私からは病後児保育については、今後、本市に合ったような形で設置していただければいいなというような要望を申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 5 番について、2 番石山 忠議員。

〔 2 番 石山 忠議員 登壇 〕

石山 忠議員 通告番号 5 番、自主財源確保対策について、市民の皆さんから寄せられた御意見とともに私の考えを含めお伺いをいたします。

まず最初に、厳しい地域経済の中で、自主財源を確保するために、税を初め、使用料等の収納業務を担当するセクションを設けてはいかがについてお伺いをいたします。

米国の低所得者向住宅融資サブプライムローンの焦げつきが急増し、金融市場の混乱を招き、米連邦準備制度理事会は、本年11月20日、2008年国内総生産の実質伸び率見通しを大幅に下方修正しました。国内においても、内閣府が11月13日に発表した2007年7月から9月期国内総生産速報では、米国経済の減速を背景にした円高、株安や原油高など、下膨れリスクが根強く、景気減速は避けられないとしています。さらに、原油価格の高騰の影響で、ガソリン、冬期に向けて大切な灯油など、エネルギー価格が上昇していることに加え、食料品を初め、生活必需品の大幅な値上がりが始まっており、家計や経済活動に直接的な打撃を与えており、今後も厳しい状況が予想されます。

平成18年度寒河江市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書によりますと、自主財源では市税のうち、固定資産税が評価替えの年に当たり、5.2%減少しているが、市民税が定率減税廃止や景気回復などの影響もあり、11.6%増加し、市税全体では前年度に引き続き0.7%と若干の増収となり、税収の減少に歯どめがかかっていると結んでいます。

市税等の収納状況では、収納率は市民税が0.2%伸び、固定資産税が1.7%減、市税全体では0.9%低下しており、国民健康保険税でも1.9%低下しています。収入未済額では、市税全体で2,292万1,000円、国民健康保険税で3,485万8,000円ふえています。現年度課税分の収納率では、個人市民税、法人市民税で若干伸びたものの、固定資産税、都市計画税ともに1.09%減少し、市税全体では0.5%低下、滞納繰越分では法人市民税の収納率が大幅に伸びたものの、固定資産税、都市計画税で減少し、市税全体で0.1%の減、不納欠損額では固定資産税が大部分で、5,331万2,735円と対前年比で約2.15倍となっています。

また、国民健康保険税では、2.72%の低下、不納欠損額は1,442万3,900円で、昨年比べて約500万円ふえています。

この結果は、いろいろな評価があると思いますが、行政としてはこの厳しい経済情勢の中で、収納率向上のためプロジェクトチームを組むなど、全庁を挙げて努力をしてきたものと思いますが、資金化されることを本来の目的としていない資産、つまり持ち続けるための会費とも言える固定資産税や都市計画税、相互扶助的な国民健康税における数値が大きいことは市民に対してきめ細かな対策を講じていかなければならないことだと思います。

このたび、平成20年度から22年度までの実施計画が示され、市民生活の安定と向上を目指す広範な事業の内容とともに、財政計画書も提示されました。地方税制度の不透明さや地方交付税の引き下げ予想など、厳しい状況は続くと思われませんが、この計画を実現するためにも、基本となる自主財源を的確に確保していくための対策を強化すべきだと思います。山形県においても、県税収入の当初予算確保が厳しい状況になっているととらえ、12月を強調月間として、緊急税収確保対策を市町村と連携して実施するとしています。

そこで、お伺いいたします。以上、述べさせていただきました自主財源確保のために、市長はどのよ

うなお考えをお持ちなのか伺いいたします。

次に、平成19年度における直近の現年度及び滞納繰越分の収納状況、19年度の収納予想をそれぞれお示しいただきたいと思えます。財源確保のためには、それぞれの業務や収納プロジェクトチームで努力をされているとは思いますが、税のみならず、使用料も含めた市の収納業務を担当する例えば収納相談課といったセクションを設けることにより、滞納している各戸の個々の事情をしっかりと把握し、一元的に申告から納付までの制度の理解を求め、納付計画を立てるなど、きめ細かな対策が行えるのではと考えていますが、いかがでしょうか。

次に、団塊の世代に対応した起業支援も効果が大きいと思うが、その対策について伺いいたします。

昭和22年以降生まれた団塊の世代と言われる方々が60歳となり、定年退職されています。平成18年4月、65歳までの段階的な雇用継続を企業に義務づけた改正高齢者雇用安定法が施行され、60歳以上の雇用増につながり、再雇用や定年制引き上げなどの雇用延長制度を導入している企業がふえていると言われています。昨年10月には求人の際には、企業が年齢制限を設けることが原則禁止となりました。

そんな折、総務常任委員会で行政視察をさせていただいた我孫子市では、インターンシップやコミュニティビジネスに積極的に取り組んでいました。人口13万人の我孫子市では、毎年男性だけで約1,000人が60歳の定年年齢を迎えています。このため、同市では、2003年からコミュニティビジネス起業講座を開き、シニア世代の起業を後押ししています。団塊の世代が公共サービスを消費するだけの存在になれば、都市はどう頑張ってもつぶれる。しかし、第一線で活躍してきた人材がサービスを提供すれば新たな可能性を持つ。その道具がコミュニティビジネスとの考え方を基本にしています。

我孫子市ではさらに支援を一步進め、定年サラリーマンを主な対象にしたインターンシップ事業を初め、コミュニティビジネスだけでなく、さまざまなボランティア団体やNPOなどにシニアを受け入れてもらい、人脈づくりなどに役立ててもらおうことにしています。高齢者向けパソコン訪問サポート、便利屋活動、小学校へのITサポート、リフォームなど、団塊の世代がキャリア、得意技を生かし、地域にデビューするきっかけづくりを支援することは自立したまちづくりを進め、持続可能な自治体経営を確立することにつながると考えます。自主財源確保とは直接結びつかないとは思いましたが、効果が期待できるものと思ひ質問させていただきました。

そこで、伺いいたします。以上述べました、コミュニティビジネスについてのお考えがあれば伺いをいたします。

次に、寒河江市における団塊の世代と言われる方の動態を把握されておられれば、その内容についてお知らせください。

高齢者雇用安定法により、60歳以上の雇用について取り組んでいる企業などの実態を把握しておられればお知らせいただきたいと思えます。

多くの団塊の世代の方々が退職なされると、税収等にも影響があると思われませんが、その数値があればお示しいただきたいと思えます。

以上で、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、自主財源確保に対しましての私の考えはという御質問でございます。

御案内のように、現在地方交付税の削減と税源移譲によりまして、市の財源のうち、税、すなわち自主財源の占める割合が高くなっており、市政を運営する上で、いかに徴収率を上げ、自主財源を確保するかがより重要になっているものと思います。税については、今後とも、課税客体の適正な把握に努め、正しく賦課し、市民から御理解をいただいて、納税をしていただけるよう努めていかなければならないと思っております。

そこで、納税者との対話、相談機会を多く持ち、納税環境を整えて、徴収率の向上を図っていかなければならないと思います。そのため、ことしの4月に税務課納税係の職員を2名増員いたしまして、体制を強化したところでありますし、夜間、休日の特別相談日の設置や特別徴収事業所の拡大に取り組むほか、コンビニエンスストアへの収納委託など、納税に対する新たな手法の検討も行っているところであります。

下水道使用料や市営住宅の家賃などの税外収入金につきましても、随時の訪問や電話による催促など、より多くの対話相談機会を設けまして、滞納額が未納者の多大な負担にならないように、特に現年度の滞納を生じさせないよう対応しているところでございます。

現在、本市においては、行財政改革大綱に基づき、プロジェクトチーム、いわゆる市税及び税外収入金未納整理班を設置いたしまして、主に過年度分の多重未納者を対象に、担当職員が課を超えて共同で収納対策に取り組んでおります。昨年度は訪問対象者22名を選定いたしまして、延べ142回の接触を行い、約228万円を徴収したところでありますが、今年度はさらに強制徴収について研究いたしまして、具体的な試みといたしましては、差し押さえを行い、インターネット公売を実施することを計画しております。

また、病院の診療費や水道料金など、強制徴収ができない私債権についても、裁判所を通じた強制執行について研究を行うなど、市全体で徴収率の向上を目指していく考えでございます。

近年、高齢者世帯の増加、会社の倒産、失業など、未納者の環境も多様化していると思っております。各課において、市民との相談機会を多く設け、未納者の個々の事情というものをしっかり把握し、納めていただきやすい環境を整えるなどして、精力的に徴収率の向上に取り組むとともに、多重となった未納者には課を超えて共同でより効果的な対応を実施し、また、公平な負担の維持のためにも、必要に応じて強制徴収を行うなど、あらゆる方策を駆使し、徴収率の向上を図っていかなければならないと考えております。

本年度の税の収納状況についての御質問がございました。

今年度11月末における徴収率であります。現年度課税分については前年同期と比較しますと、個人市民税が1.83ポイント、それから法人市民税が0.73ポイント減少しております。一方、固定資産税については、1.46ポイント、都市計画税につきましては0.52ポイント増加し、国民健康保険税についてもわずかではありますが0.04ポイント増加しております。この結果、現年度課税分については、全体で0.45ポイントの減少となっているところであります。

滞納繰越分についてでございますが、個人市民税、法人市民税と国民健康保険税がそれぞれ0.21ポイ

ント、3.46ポイント、0.94ポイント減少しておりますが、固定資産税と都市計画税についてそれぞれ13.88ポイント、13.70ポイントと大幅に増加し、全体でも10.02ポイントの増加となっております。この結果、現年度課税分と滞納繰越分を合わせた市税の全体において、前年を0.12ポイント上回る状況となっているところであります。

個人市民税については、税制改正により税額がふえたことや、新たな課税対象者が生じたことなどによりまして、未納者の数が増加したことが徴収率減少の要因の一つになっているものですが、今後は休日、夜間の相談など、現年度課税分の未納解消に重点的に取り組み、市税全体の前年度の収納水準というものを保持しつつ、徴収率向上が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

それから、収納担当課の設置についてお尋ねがございました。

現在の税務課とは別個に独立した収納課の設置については、市の規模や税などの額、それから課税対象者の数などから判断しなければならないと思っております。本市と県内の納税課を設置している市を比較いたしますと、本市は人口規模、税などの額などにおいて、他市を下回っている状況にございます。

また、収納担当課の設置と徴収率の関係であります。県内の納税課を設置している5市と本市の平成18年度の税の徴収率を比べますと、3市において本市を下回っている状況にあり、専門の課の設置と徴収率の向上は単純には結びつかないのではないかと考えられます。議員がおっしゃるように、徴収率の向上のため、未納者の個々の事情をしっかりと把握し、きめ細かな対応をすることが必要であると思っております。このことは、独立した課を設置するしないにかかわらず取り組まなければならないこととございまして、現在の本市の規模では収納担当の課を設置するには至らないと考えておるところでございます。

また、使用料等については、未納者も具体的なサービスを受けているものでありまして、サービス提供の担当が使用料の徴収にも責任を持つべきであると考えておりますので、使用料等の徴収を分離することは適当でないと考えているところであります。まとめて言うならば、税や税外収入金の徴収について、賦課や料金の算定を行ったところが責任を持って取り組み、多重の未納者や強制徴収などの法的措置を講じる必要がある未納者に対しましては、課を超えた協力体制の中で対応するという今の取り組みをさらに強め、徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めていく考えでございます。

次に、自主財源の確保とは直接結びつかないかも知れないが、起業支援も効果が大きいのではないかとというような中での御質問がございました。

いわゆる、コミュニティービジネスについて申し上げます。コミュニティービジネスは、自分たちの生活している地域を元気にするというを目的に地域の中で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域資源を活用し、地域住民が主体的に、自発的に、地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていくという事業活動のことで、地域コミュニティーの問題解決のために、ビジネスの視点を取り入れることから生まれるものと言われております。

近年、地方自治体の厳しい財政状況や少子高齢化が進行し、今後さらに厳しさが増すことが予想される現状の中で、地域の課題を地域の住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組みが注目されているようであり、国、県においても、起業活動相談の窓口、アドバイザー派遣や事業への助成などの支援策を講じております。

本市におきましても、地域における創業機会や地域雇用を拡大する効果、地域住民みずからが主導し、実践することによる地域社会の自立と活性化の効果、コミュニティーの再生の効果、地域住民の社会に

貢献しているという満足感、生きがいや自己実現の満足感など、多くの効果が期待されると思われますので、県内のコミュニティービジネスの支援機関の紹介を初め、その機関での各種助成、融資などの相談、ビジネス情報の提供の体制をとっております。

それから、寒河江市における団塊の世代と言われる方の動態の把握についてでございますが、団塊の世代は戦後の昭和22年から24年の3カ年に生まれた世代でありまして、この世代の大量退職による労働力不足や退職金の増加、技術継承などが全国的に問題となっているようであり、定年の引き上げや継続雇用制度の導入など、雇用期間の延長の取り組みが行われているようであります。

本市において、団塊の世代の転入転出の動態は把握しておりませんが、本年9月末時点において、昭和22年から24年生まれの男性は約1,100人、女性が約1,000人、合計で2,100人となっており、総人口の約5%を占めております。このように、本市の2,000人を超える団塊の世代の方々には、退職後におきましても、本市において知識や経験を今後の地域活動やまちづくりに生かしていただきたいと考えております。

それから、高齢者雇用安定法に基づく高齢者の雇用状況についてのお尋ねもございました。

寒河江公共職業安定所によりますと、寒河江西村山管内では、従業員51名以上の事業所、58事業所の実態について把握しておりますので、これについて申しあげたいと思います。継続雇用制度の導入や定年の引き上げ、定年の定め廃止といった雇用確保措置について、実施済みの事業所が55事業所でありまして94.8%となり、県全体の実態95.5%とほぼ同じ割合となっております。

また、65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合については、寒河江西村山管内の割合は37.9%と県全体の35.1%より若干高く、中でも継続雇用の割合が管内では34.5%で、県の27.3%よりも高くなっております。なお、小規模の事業所につきましても、高齢者の安定的な雇用確保のため、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

団塊世代の方々の退職による税収入への影響ということもお尋ねがございました。

平成19年度の個人市民税課税額では、給与所得のある方は昭和22年生まれ682名のうち367人で、年税額の総額は7,751万9,000円となっております。それから、23年生まれ722人のうち396人で、年税額の総額は8,100万2,000円、そして昭和24年生まれの729人のうち423人で、年税額の総額は8,044万5,000円となっております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 いろいろと御答弁ありがとうございました。

それでは、若干第 2 問をさせていただきます。

最初に、自主財源の確保のための考え方については、先ほども質問の中で申しあげましたとおり、全庁を挙げて大変努力をされているという姿が見えまして、大変今後とも努力を続けていただきたいというふうに思っています。

特に、税外収入においても、未収、未納者の対策についてプロジェクトチームを組み合わせながら、いろいろと御相談活動を進めているということについても、やはり未納者の中にはいろいろなところから、いろいろな人たちが来ることについては、自分たちの生活の状況をつぶさに開き出すということはなかなか難しいというようなことがありますので、それらについての対応もぜひお願いしたいものだというふうに思っています。

直近の現年度の収納状況等についても若干、現年度収納分については 0.45% の減だと。滞繰の分については 0.12% アップしているとは言いますけれども、先ほど御質問の中でも申しあげました県におきましての常任委員会での質問の中でも、県においても本年度の県税収入の見通しの質問に対して、県当局としては、当初予算の確保は難しい状況と認識しているという答えがあったということも新聞などに載っておりました。そんなことを心配したことから、どういう状況になっているのかなということをお伺いしたわけでありませう。

それから、三つ目について、収納相談課という、仮称ですが、名称でいろいろと相談活動を中心にしながら対応してほしいという御質問をさせていただきましたが、収納課という形じゃなくて、収納相談という相談を入れた意味はそこにあったわけでありませう。このたび、このテーマで御提案させていただきましたことは、格差社会というのが進みまして、人並みの生活が難しい、あるいはガソリンや灯油などの値上げを初めとしまして、生活必需品が軒並み値上げされる。このような世の中で、庶民には不安がつきまとうという記事が新聞にも載っているぐらいになりました。市民生活は、ますます厳しくなっていくことが予想されることからです。

戦後最長の好景気とも言われておりますけれども、一般市民には実感がなく、別の世界と映っていません。こんな厳しい経済情勢ですけれども、収納率、先ほどお伺いしましたように、大部分の市民は納税をして、使用料をお支払いしています。滞納している方の中には税や市の使用料のほかに医療費、あるいは電気、ガス、授業料といった面まで影響があると思われませう。

本年から、先ほど市長も触れられましたけれども、所得税から住民税への税源移譲がなされまして、6 月からの市民税がふえまして、負担感が大きくなっています。これから、確定申告相談などをする税の仕組みや制度理解を求められる方々はよろしいのでしょうかけれども、その機会がなくて理解不足で協力してもらえない方も多くおられると思ひますし、控除や優遇措置などの制度の理解を求めることも各戸の事情としていろいろとあると思ひます。減免や分納などの適用もなされているようですけれども、その世帯にとって対応しやすい対策を立てていくためにも、一元的なあるいは専門的なセクションが必要と考えましたから、収納相談という言葉を入れさせていただきました。

今、マスコミなどで話題になっております給食費や医療費など、支払えるのに払わないという例は論外でありまして、本当に努力をして、一生懸命やろうとしている人たちの実態をしっかりと把握をすることによって、あるいは、担当する方との信頼関係を築くことが収納率を向上する、あるいは税外収入においても料金収入の未納を解消していく、そういう手立てになるのではという考え方から御質問をさせ

ていただいたわけです。

ですから、他市との比較と、収納課を持つ他団体との比較でいくと、そんなに効果があらわれていないというふうに思いますというお話がありましたけれども、ぜひ、収納相談ということを重点的に理解をいただいて、ぜひ取り組まれるように要望をしたいなというふうに考えたわけでございます。

次に、コミュニティービジネスのことについてですけれども、いろいろと考え方、紹介、助成、融資、情報提供などを現在も行っているということがありました。この考え方については、先ほど市長の方からもお示しがありましたけれども、コミュニティービジネスについて、団塊の世代が地域に戻るだけでは所得が下がる。そのことによって、税収が減る反面、医療費などの需要は膨らんで市の財政にも影響が出てくるというふうに考えておりました。個人市民税で見ますと、7,000万円から8,000万円の税収が各年代で納めていただいているということから考えますと、市の財政などにも大きな影響が出てくるのではないかと考えています。

そこで、知力も体力もある程度の財力もある団塊の世代こそ、行政が対応し切れない住民サービスを補って、新しい形の公共を育てていける力を持っていると思います。中高年が満ち足りた日々を送るためにも、社会における重要な担い手として退職者の地域参加を進める支援が必要だというふうに思っています。シニア世代が地域にスムーズにソフトランディングするためには、なかなか難しいことです。職場人間から地域人間になるというふうに変わり目が出てくるわけですから、そういった意味で、地域活動にスムーズに入るためのお手伝いとして、シニア世代を対象にしたインターンシップのプログラムを市がコーディネート提供して、地域を知ってもらい、仲間をふやし、その上で、地域の中で地域のために新しい事業を起こしたり、働くための支援をしてほしいなというふうに思っています。

シルバー人材センターとか、あるいは老成の事業、社会教育団体のような活動の中でも多くのそういう事業を行っているとは思いますが、もう一步踏み込んだ事業として、起業支援に取り組んでほしいなと思っていました。「団塊の世代の方々の経験と人脈をフルタイムでなくてもいいので、ぜひ生かしてほしい」と、企業やあるいは事業主からのお話を聞いたこともあります。「退職はしたけれども、老け込むのはまだ早いと、ボランティアもいいけれども、まだまだ気力、体力のあるうちに地域活動でぜひ自分の力を提供してみたい」と。「これまでの経験あるいは能力を生かしてお金は二の次にしても地域に必要な喜ばれる仕事がしたい」という退職者のお話も聞いています。

そんなことで、まちづくりの戦略として、ぜひお取り組み、あるいは情報を皆さんに知らせられるような取り組みをお願いできればというふうなことを考えて、今回の質問にさせていただきました。もし、今二つの点等について、私の方から申しあげた事柄について、市長の方からのお考えがあれば、また御答弁をお願いしたいと思います。

以上で2問とします。

伊藤忠男議長 恐れ入ります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの御質問がございました。自主財源を確保するために納税成績を上げるというようなことは大変必要なことでございますので、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろな処置を講じておるところでございました。

その中で、やっぱり幾つかの課題の中でも問題の一つは、多重未納者のことじゃなかろうかなと、こう思っております。税金のみならず、税外収入と、いろいろな面におきまして未納を出しておるといような方がいらっしやると。ですから、それらを賦課したところ、あるいは徴収すべき課に当たっているところがお互い連携して、それらの原因というものがどの辺にあるかというようなことを十分調査し、情報交換してそれらに対応するということが大切じゃなかろうかなと、このように思っております。そういうことで、徴収率をアップして、せっかくいろいろな資料を集めて適正な賦課をなしたわけでございますし、あるいはそれが納められなかったというのは何でそういう事由があるのかなということを、お互い連携し合いながら対応するということが求められておるのじゃなかろうかなと、このように思います。

それから、もう一つ大切なことは、やっぱり議員も述べられておりましたが、税に対するところの義務感、あるいは負担の公平という面から言いましても、やはり賦課されたもの、あるいは課されたものが、これはやっぱり納めなくちゃならないんだというような意識というものを高めていく必要があるかなということだろうと思っております。それにおきましては、いわゆる意欲の向上につながるような、市としてもいわゆるいろいろ情報を流したり、あるいは相談に応じたりということで、接触を深めてまいらなくちゃなかろうかと、このように思っております。能力があっても納めなかったとかいようなことはやっぱり十分慎んでもらう。そういう方についての対応というものもいろいろあるわけでございます。強制的な方法もあるわけでございますし、そういうことを講じながら、やっぱり対応していくと、こういうことだろうと思っております。

納税相談というようなものを、これは重点的にというふうなお話がございますけれども、これは当然のことでございますし、そういうことを個々具体的に講じまして、納税、あるいは税外収入にしましても、納めてもらうようにと、このように思っております。

それから、団塊の世代の問題でございますけれども、やはり22年から24年の方々が退職なされるということになりますと、これは大変な税に対しましての影響はあるわけでございますけれども、次に続く方々のやっぱり一生懸命活躍してもらって、そしてそれぞれの所得の向上につながるような仕事についてもらって、さらに市民の税収入につながるようなことになっていただければなと、このように思っております。

それから、コミュニティビジネス起業でございますけれども、言うはやすしですが、非常に難しいのじゃないのかなと。人それぞれでございますし、せっかく定年まで勤め上げたから、この辺で一休み、ゆっくり後の生活をエンジョイしたいという方もいらっしやるだろうし、地域のことにさらにもっと協力していこう、あるいは地域の活性化につなげてまいる仕事に携わりたいという人もいるだろうし、人それぞれさまざまであらうけれども、やっぱり寒河江市の幾らかでもそのためになっていただくというような気持ちで、あらゆる面で活躍してもらいたいと、このように願っておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 どうもありがとうございます。

それでは、3問目といたしますが、先ほどちょっと時間のことを気にしまして抜けましたので、その辺についてちょっとお尋ねをして、3問にさせていただきたいと思います。

自主財源の確保の部分ですけれども、今、市長からも御回答いただきましたように、多重債務者といいますが、そういう負担をする人たちの実情というのは大変複雑になっているということから、いろいろな対策を練ってほしいというようなことを願ったわけであります。

そこで、第1問の際の御答弁の中に、強制的な対応、あるいは法的な手段、そういったものの研究も進めてまいりたいというお話がありましたけれども、第2問でも申しあげましたように、納められる能力があって納めないとか、お支払いが滞っていると、そういう方々は論外ですけれども、頑張っ頑張っ、生活をやっている中で負担をしようという方々についても、それでもなおかつ無理があるというような方がたくさんいらっしゃると思います。そういった意味では、それらの世帯、あるいは個人に対する手立てというものをしっかりととっていただければということで、先ほどから何回も申しあげました相談というような言葉を入れたセクションということをお願いしたつもりでした。そんなことで、今の2問の答弁にもありましたように、ぜひ今後とも、そういうきめ細かな対応をなされるようによろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

その中で、ちょっと数字的なことがもしこの場でおわかりであればお知らせをいただきたいのですが、自主財源の確保のための考え方の中でお示しをいただきました対象者22名に142回の訪問をし、228万円の実績があったというようなことを御答弁いただきましたけれども、これらの滞納者の総数とか、あるいはどういう、差し支えなければ構いませんけれども、どういう立場の人なのか、その滞納者といいますが、先ほどちょっと触れたのは能力があってといいますが、担税力なり、支払い能力があって納められない人たちの階層なのかという意味合いで、どういう立場の人ということ进行分析しているのか、あるいは22名の方々の滞納の総額とか、あるいは割合、そういったものをもしお手元に資料があればお知らせをいただきたいなというふうに思っています。

それから、コミュニティービジネスのことですけれども、先ほども第2問の中で触れさせていただきましたけれども、ゆっくりしたい方もいらっしゃると思いますが、気力体力が充実している、まだ年齢を感じない人、退職なされた方の中にはぜひこの経験を生かしたいという希望を持っている方のお話を、何人かお伺いする機会がありました。地域に喜ばれる仕事がしたいと。お金は二の次でいいと。これが先ほど申しあげましたように、間接的にはサービスを受けるだけでなく、自分もそのサービスの担い手となっていくことが町の活性化につながるという意味合いで申しあげたつもりでしたので、ぜひこれらのコーディネート、行政としてのそんなに極端な支援は要らないと思いますが、御支援をしてくださるよう、ぜひお考えをいただければと思います。

未収金の整理班の中で取り上げた実績等の内容について、もし、おわかりであればお知らせをいただくことにして、私の3問として、あるいは質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 税金であろうが、そのほかの税外収入であろうが、賦課するときにはそれなりの能力がある者に対して賦課するわけでございますから、ところが、賦課した後に何かの事情で納められなくなった、あるいは意識が低いとかというようなことによりまして、滞納につながっているということがあるかと思いますが、ですから、その辺の事情というものと、あるいはもう十分調査しながら、あるいは納税者の意識の変化といいますか、あるいは考え方というものを十分理解し、また、市としましても話をしまして、そして、未納にならないように、滞納につながらないように、そしてまた、滞納というのが累積しないようなことに持っていかなくちゃならないなど、このように思っております。

訪問回数等々につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、コミュニティービジネスに対しての市の支援ですけれども、いろいろ個人によりまして、対応が異なると思えますけれども、十分そういう方は市の方にも足を運んでいただきまして、いろいろな組織団体があるわけでございますから、それらと積極的な話し合いを通じて、自分の場所が見つかるように、そして、市のためにとか、あるいは地域のためにとか、あるいは本人自身の今後の生き方なり、意欲ということにつながるようなビジネスチャンスといいますか、コミュニティーチャンスというものにつながっていけばなど、このように思っております。

伊藤忠男議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 18年度の市税、その他の市の使用料等の未納額の実績でございますけれども、まず、4税の県・市民税、固定資産税、軽自動車税と国民健康保険税、そのほかに介護保険料、あと、税外収入として保育料、市営住宅の使用料、公共下水道の受益者負担金、水道料金等を対象にして、いずれかのものと重複する方を対象者に22名選んで、それぞれ班編成をしまして、夜間訪問、あるいは電話による催告等をした結果、二百数十万円の実績を上げられたということで、去年の反省を踏まえまして、今年度は担税力を見定めるために、もう少し滞納者との接触機会を多くして、納税相談に応じる応じないの状況なども踏まえまして、本人のその後の対応を促すような資料を準備していきたいということで、今その準備を進めておりますので、その辺の作業をことしから特別納税相談ということで5月に平日4日間に休日日曜日1日、5日間させてもらって、12月も4日から7日までと9日に特別納税相談を実施しておりますけれども、そういう機会に納税者の納税力というものを見定めるいい機会だというふうに我々はとらえておりますので、そういう機会を拡充しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 6 番、7 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔 15 番 佐藤暘子議員 登壇 〕

佐藤暘子議員 きょう最後の質問になりました。

私は日本共産党と市民を代表し、人の命にかかわる二つのテーマについて通告順に質問いたします。市長並びに関係当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、後期高齢者医療制度について改めて市長の見解を伺います。このテーマについては、9 月議会でも取り上げて質問いたしました。75 歳以上の後期高齢者を別枠の保険に加入させ、これまで扶養家族になっていた保険料を払う必要のなかった人からも保険料を徴収し、滞納した人には資格証明書を発行するという、低所得者にとっては金がない者は生きる資格がないと言わんばかりの過酷な医療保険制度を、来年 4 月から始めようとしています。

9 月議会において、この制度に対する市長の見解を伺ったところ「高齢化率が高くなるにつれて、老人医療費の増嵩が見込まれる。増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うために、持続可能な制度であると思っている」と、この制度を肯定されています。9 月時点では、後期高齢者医療広域連合の条例も決まっておられませんでしたので、各市町村での詳しい内容もわかりませんでした。11 月 30 日、広域連合議会で条例が可決され、山形県広域連合の保険料所得割が 6.85%、均等割 3 万 7,300 円、1 人平均保険料年額で 5 万 9,565 円が決められました。

各県ごとの保険料や 1 人平均保険料が新聞で報道されていましたが、受給年金 201 万円の単身者で東京と福岡を比較すると、東京の 6 万 1,700 円に対して、福岡では 8 万 5,100 円と 2 万 3,400 円もの差が出てきます。同じ額の年金受給者であっても、県によって保険料に大きな差が出ていることが明らかになっています。改めて、国の医療費抑制、財源確保のみに焦点を置いた制度であり、わずかな年金で生活を支えている高齢者の生活を破壊する過酷な制度と言わざるを得ません。市長は、広域連合の議員として、住民の立場に立って、改善や提言など、積極的にイニシアチブをとっていくべきだと思います。

そこで、寒河江市の後期高齢者医療保険の具体的な内容についてお聞きいたします。

まず初めに、寒河江市では後期高齢者医療保険に該当する人は何人いるのか。保険料の総額は幾らと試算しているのか伺います。被保険者の中には夫や子供などの扶養家族になっていた方も相当数いると思いますが、その数は何名か、その方たちは新たに保険料が課せられるわけですが、その保険料はどれくらいなのかお聞きいたします。

また、低所得者に対しては、7 割、5 割、2 割の軽減措置をとるとなっていますが、該当の割合はどのようなになっているのか伺います。

また、9 月議会で減免制度の制定についてお聞きしましたところ「11 月に審議される広域連合の条例の中に、保険料の減免や徴収猶予について盛り込んでいく予定だ」と答弁されました。それらのことが議決された条例にどのようにうたわれているのか、内容について伺います。

保険料計算の例として国民年金のみの収入で、年収 79 万 2,100 円の単身者を例にとり、保険料の試算をしていますが、この例では 7 割の軽減を受けても年間の保険料は 1 万 1,100 円です。79 万 2,000 円という額は、国民年金を満額受給した場合ですが、それ以下の年金、例えば特別徴収の限度とされている月

額 1 万 5,000 円、年額にして 18 万円の年金受給者からも 1 万 1,100 円の医療保険が差し引かれます。それに介護保険料も合わせて天引きにされることになるのですから、払えない人が出てくることは当然と思われるでしょう。

本来、税金、あるいは保険料のような義務的な費用の徴収は人間の必要最低限の生活を侵害するものであってはならないはずですが、今、私たちの暮らしに課せられている税や負担は人間の最低限度の生活が維持できないところまで重く過酷になってきています。これまで、国保では、75 歳以上の高齢者に対しては身体障害者や被爆者などと同様に、医療が受けられないということのないように、資格証明書の発行をしませんでした。

それが今回の条例では、保険料の未納者に対しては資格証明書が発行できる制度になりました。資格証明書の発行となれば、病院の窓口で全額自己負担しなければならなくなります。体力の衰えている高齢者にとって、保険証がないために医者にかかれぬという事態は命取りになる危険性もあるのです。悪質な滞納者は論外として、生活も成り立たない低所得者の滞納については、資格証明書の発行をしない。医療の必要な人が医者にかかれぬといった状態にしないことが市民の命と暮らしを守る行政の仕事であり、市長の責任だと考えますが、市長にその決意があるかどうか伺います。

次に、葬祭費について伺います。広域連合議会の条例では、葬祭費について 5 万円としていますが、寒河江市の国民健康保険加入者の葬祭費は 7 万円になっていますし、山形県の平均でも 6 万 5,000 円になっています。国保から切り離され、新たに保険料負担が課せられた上、葬祭費も引き下げるというのでは余りにも理不尽です。負担の公平を言うのであれば、葬祭費も国保と同様に 7 万円にすべきと考えます。寒河江市独自の上乗せをする考えはないか伺います。

次に、保健事業の内容について伺います。今回の制度では、これまで老人保健で実施してきた 1 日人間ドックの内容を改め、高齢者に多いと言われている糖尿病や高血圧、肥満といった特定の疾患にとどめ、がんなどの検診は、検診項目から外すといった案があるようですが、山形県ではどのような保健事業が予定されているのか伺います。

次に、少子化対策について伺います。私の前の質問者も少子化についての質問をされております。少子化は日本の社会を維持発展させていく上からもさまざまな点で議論し、検討すべきテーマであると思っております。私は若い世代が定住し、子育てしやすい環境を整えることが大事なポイントになると考えております。乳幼児医療費の無料化については、6 月議会でも質問いたしましたが、このテーマは子育て中の親たちにとって切実な願いです。寒河江市は県の制度にのっとり、就学前の 6 歳児まで乳幼児医療の無料化を実施していますが、児童手当支給基準に基づいた所得制限があり、無料化に該当しない世帯が出ています。

さらに、平成 18 年 7 月の制度改定により、所得制限が厳しくなったために、改定前に受けられた人で、改定後は受けられなくなった人が出ています。県内 13 市の中で五つの市はゼロ歳から 6 歳までの所得制限を外し、所得によって一部負担はありますが、全員を無料化にしています。

6 月議会において、私は、寒河江市においても所得制限を外して、全員が無料化に該当するようすべきでないかと質問いたしましたが、市長は、県の動向を見守りながら対応すると。寒河江市独自の取り組みは考えていないとの答弁でした。少子化対策として就学前までの乳幼児の所得制限をなくし、全員が医療費無料化になるよう寒河江市独自の上乗せをする取り組みについて、再度市長の見解を伺います。

次に、妊婦健康診査の公費負担拡大と具体化について伺います。少子化対策と母子の安全な出産は切り離すことのできない課題です。厚労省の児童家庭局母子保健課長による妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通達が各都道府県、政令市、特別区あてに出されていますが、その内容は、ストレスを抱える妊婦の増加や就業の理由などにより、健康診査を受けない妊婦がふえていること、さらに、妊婦健診の費用負担が多額になるため、健診を控える妊婦がいることを重く見て、母体や胎児の健康を確保する上からも妊婦健診が重要であることを述べ、自治体において公費負担の充実を図るよう求めています。その中に、平成19年度予算で妊婦健診を含めた少子化対策の予算措置をしているので、公費負担による健診回数が相当数可能になるといった内容の通達が出されています。

このことは、9月議会において、那須議員が質問されておりますが、市長は「来年度から妊婦健康診査の公費助成の回数をふやしていかなければならないと考えております」と答弁されています。来年度に向けて、どのような検討がされているのか、公費負担の回数をどれくらいと考えておられるのかお伺いいたします。

以上のことに対し、市長の誠意ある見解をお願いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度の具体的な内容と取り組みについてでございます。寒河江市の後期高齢者医療制度に該当する人数でございますが、制度開始時の平成20年4月1日現在では6,320人と推計しております。これらの被保険者に対するところの保険料の総額は幾らと試算しているかという御質問でございますが、広域連合の後期高齢者医療に関する条例では、保険料の均等割額は先ほど話がございましたように、3万7,300円、所得割率は6.85%でありますので、これを本年9月末の所得データにより広域連合で試算したところ、賦課総額3億7,505万3,000円となったところであります。

被保険者の中で、現在は夫や子供の扶養家族になっており、新たに保険料が課される人は何人で、その方の保険料は幾らになるかという質問もあったわけでございますが、7月末のデータでは約1,800人と見込んでおります。

それから、保険料について広域連合では、現在のところ個々の保険料の試算はしておりませんので、金額については明らかではありません。ただし、これらの方の保険料は与党プロジェクトチームにより、平成20年4月から9月までの半年間は徴収せず、10月から翌年3月までの半年間は均等割額の9割を軽減すると、経過措置が決まっておるところであります。

次に、低所得者に対するところの軽減措置についてでございます。御質問のとおり、後期高齢者医療制度でも国民健康保険と同様に、低所得者に対する保険料の軽減制度がありまして、世帯の所得に応じ、均等割額を7割、5割、2割軽減するものであります。御案内のとおりでございますが、広域連合によれば、本市の該当者は合計で2,740人ございまして、全体の約43%が制度の適用を受け、軽減されるものと試算しております。ただし、試算に用いた9月末の所得データについては、現在、未申告者分などを修正しているところでありますので、該当者はもう少しふえるのではないかと予想しております。

それから、広域連合の条例にありますところの保険料の減免や徴収猶予についてでございます。この質問についてでございますが、第19条に徴収猶予の条項が、第20条には減免の条項が盛り込まれました。これは、世帯主の収入が災害、それから事業の休、廃止、失業などによって著しく減少した場合などに適用になるものであります。運用する上での減免基準はまだないとのことでございますので、今後整備していくと聞いております。

それから、資格証明についてでございます。今般の後期高齢者医療制度では、費用負担の明確化と公平化を図ることを大原則としていることから、被保険者一人一人に保険料負担をお願いしているところであります。現行の老人保健制度では、被保険者の保険料負担がなかったため、保険料の滞納ということはありませんでした。したがって、資格証明書の交付がなかったわけであります。しかし、新たに保険料を御負担いただく後期高齢者制度では、被保険者間の公平を図ることからも、滞納措置を行うこととなります。

この資格証明書については、政令に定める特別な事情がないにもかかわらず、納税相談にも応ぜず、十分な負担能力があっても保険料を納付しようとしないうる御質問にあるとおり、悪質な滞納者に交付するものであります。交付に際しましては、個々の事情を十分に考慮し、検討し、機械的に交付することはないものであります。

それから、葬祭費の質問がございました。今般の広域連合条例では5万円となっております。御指摘のとおり、本市の国保においては現在7万円であります。ただ、国保の葬祭費の額につきましては、政

管、健保などの社会保険が既に5万円であることから、県内市町村でも見直しの動きが進んでおり、早いところでは12月議会に提案するところもあると聞いております。本市においても、国保運営協議会の中で御審議いただいた上、見直しを行いたいと考えているところであります。

次に、保健事業についての質問にお答えします。老人保健法に基づき、平成19年度まで市町村が主体となって実施してきた基本健康診査部分につきましては、法の廃止に伴い、平成20年度からは特定健康診査と名称を変えまして、各医療保険者が実施するようになってまいります。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者については、広域連合が主体となり、特定健康診査を実施するようになります。がん検診はできなくなるのではないかとということもありましたが、がん検診については、健康増進法に基づく事業として、20年度からも市町村が主体となり実施することになりますので、受診の機会がなくなることはなく、これまでと変わらず受診することができるものであります。

次に、少子化対策としての質問に答えます。

まず、乳幼児診療費無料化の拡充についてでございます。本市の乳幼児医療制度は県に準じて実施しており、第3子以降は全員、所得にかかわらず就学前まで自己負担は無料となっております。また、第1子、第2子でも3歳未満の場合には扶養義務者の所得が限度額内である場合無料となっております。御存じのとおり、乳幼児医療制度は、昭和48年10月の制度発足以来、県と市町村がその費用を折半しながら、一体となって制度を運用してきた歴史的な経緯があるわけでございます。

しかしながら、先ほども話ございましたが、平成18年度の大きな制度改正などを受けまして、独自で自己負担の無料化枠を拡大するなどの補助制度を設けた市町村も出てくるようになりました。その結果、市町村ごとに乳幼児医療制度の対応がばらばらとなり、転入や転出に伴って住民に混乱を与えているのも事実でございます。加えて、市町村の財政力と子育て支援に対する施策の重点化の違いから、単独事業の実施有無などによって、市町村間を競わせるような状況になったことは好ましいものではないと考えております。

県では、本年度を事業評価期間と位置づけ、7月には県内の就学前児童がいる世帯980世帯を無作為抽出してアンケート調査を実施しております。一部報道では、市町村などから見直しを求められている所得制限の引き下げに対しましては、回答の4割が引き下げに肯定との報道もなされ、市町村との温度差も感じられました。アンケートの詳細な分析はこれからなされることございまして、今後の制度見直しに反映されていくものと思われまます。本市といたしましては、機会あるごとに本市の意見などを伝えながら、県の制度改正を見守りつつ、県と同じ制度の中で対応していきたいと考えております。

それから、妊婦健康診査の公費拡大と具体化についてでございます。9月議会において、お話ございましたように、那須議員より御質問がありました。そのときに、厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長から、妊婦健康診査の5回程度の公費助成が望ましいという通知があり、また、妊婦健康診査も含めた少子化対策について、国の財政措置も講じられていることなどから、来年度から公費助成の回数をふやしていかなければならないと考えているとの答弁を申しあげたことは御承知かと思ひます。

現在、来年度に向けた予算編成作業中ではありますが、国の通知にあります5回の健康診査内容の妊婦前期の8週、20週とそれから後期の24週、30週、36週を踏まえたような形で予算を計上したいと考えておるところであります。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1 問にお答えいただいたわけですが、扶養家族になって、これまで保険料を出さなくて済んだという方についても、この制度の中では、保険料を負担してもらおうということになったわけですが、今、広域連合の方の特別な経過措置といえますか、そういうことでこういう方の保険料は半年間は徴収をしないと、その残りの半年間は 9 割を軽減するということですから、1 割の負担、これは均等割の 1 割の負担をしてもらおうということだと思えますが、2 年になっているわけですから、その後の 1 年間は均等割の半分を徴収するという中身になっているようではございますけれども、この 2 年が経過すれば、今度は扶養家族としてではなくて、当たり前の後期高齢者の料金が賦課されるということになると思えます。

ですから、これは非常にこれまで扶養家族になっていた方々にとっては、大変な負担になるというふうに思いますが、この連合の資料によれば、山形県の後期高齢者医療保険の徴収率を 99.08% 見ております。これは 100% 近い収納を見込んでいるというふうに思うんですが、これは非常に高い徴収割合でございまして、こんなことが本当に果たしてできるのかという疑問を私は持つわけですが、寒河江市の収納率というものを何% ぐらいというふうに見ていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから、7 割、5 割、2 割の軽減措置ですが、寒河江市の後期高齢者医療保険の該当者が 6,320 人というふうにお聞きしましたが、この中の約 40% が 7 割軽減に該当するというような答えだったというふうに思えます。こういう意味では非常に低所得者が多いというふうに思うわけですが、年金収入別保険料の計算例というのが後期高齢者医療保険制度の資料として出されておりますが、この資料によりますと、単身者で年金収入が 140 万円以下の方については、7 割軽減になるということで、均等割の 7 割、3 万 7,300 円が均等割で、その 7 割といえますと、1 万 1,100 円になるわけですが、これが年金から差し引かれると。さらに、介護保険料もこの年金から差し引かれることになるわけですが、今寒河江市の介護保険料の基準額が 2,980 円、その最低の保険料といたしましても年額 1 万 7,880 円が差し引かれるわけですが、合計で 2 万 8,980 円、これが 140 万円以下の年金の中から差し引かれるということになるわけですね。

それよりももっと低い年金額、これは老齢基礎年金 79 万 2,100 円、これが老齢基礎年金、国民年金の満額を掛けた年金の額になるわけですが、この人もやはり 7 割軽減に当たるということで、140 万円もらっている人も 79 万 2,000 円もらっている人もこの差し引かれる保険料と介護保険料は同じなわけですが、ですから、老齢基礎年金を満額受給している方で計算してみますと、1 カ月、この保険料と介護保険料だけを差し引かれただけでも 1 カ月 6 万 3,593 円しか残らないという計算になるわけですが、ですから、この中から生活費、水光熱費、それから医療費、そういうものを引かれてしまえば、暮らしていけるお金は残らないという、こういう計算になるというふうに思えます。

ですから、そもそもこの税金の賦課課税そのものが無理があるというふうに私は見ているところで、税金の課税とか、義務的に負担しなければならない場合は、生活ができないような今の国の制度、課税のあり方というものもう本当に人権を侵害するところまでなっているというふうに思うわけですが、生きることさえも容易でない状態にいる人たちに、重い税をかけて滞納したからといって保険証を取り上げたり、ペナルティーをかけたという、こんなやり方は間違っているというふうに私は思いますが、市長はどのようにお考えになるか、そのことをひとつお尋ねしたいと思います。

それから、条例についてです。この広域連合の医療保険に関する条例の中には減免や執行猶予についての条項があります。で、条例第19条の中には、徴収猶予というものが載せられておりまして、また、広域連合が特別の理由があると、広域連合長が認めたものについては、減免や徴収猶予ができるというようなことがあったわけです。この特別の理由というのはどのような理由なのか。

また、20条には保険料の減免ができるということが載せてあるわけですが、この保険料の減免ができるというのはどのような状態の方が減免の規定に当てはまるのか、これは低所得者であって、保険料が払えない状態の方、そういう方も減免の対象になるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、葬祭費については、これは山形県でもこの広域連合の中の葬祭費は5万円になっているものですから、これからは国保の分についても見直しをしていくというようなことがあったわけですが、これについてはやはり国保税そのものがこれからがらりと変わるというふうなことを伺っていたわけですが、国保税の内容が変わっていくということは、これまでの後期高齢者が75歳以上の方が入っていた国保から抜けてしまう。その後でじゃあこの国保をどうするかということで、内容を変えていくというふうになると思うんですけれども、これは安くなるということは決してないというふうに思うわけですね。国保についても、これから非常に厳しい賦課が始まるのではないかというふうに心配されるわけですが、高齢者医療保険制度と相まって国保の状況がどうなるのか、そういうこともお尋ねをしたいと思います。

それから、保健事業についてですが、これはこの広域連合の議会にかかった条例の中に後期高齢者医療に関する条例についてというのがありまして、その中の4番目に保健事業についてというのがあります。そこでうたわれている保健事業は法律では努力義務とされているということが書いてあります。これを広域連合が実施するということになっているわけですが、この努力義務ということは必ずしもしなければならないことではないというふうなとらえ方でよろしいのか。そして、努力義務というふうになりますと、これまでやられていたような保健事業というものがやられなくなってしまうのではないかというふうな心配があるわけです。保健事業の中身について、どういうものがやられていくのかお尋ねをしたいと思います。

それから、乳幼児医療費の無料化についてですが、平成20年から国はゼロ歳児から6歳児までの就学前までの乳幼児の医療費の窓口負担を2割にするという法律の改正を行ったというふうに聞いております。ですから、このことによって寒河江市がこれまで乳幼児医療費の負担として出していたものが、この国の制度が出たことによって、軽くなるのではないかと、浮いてくるのではないかとというふうに思うんですけれども、浮くとすればどれくらい浮いてくるのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、公費での妊婦健診についてですが、これからの予算編成の中で「検討していく、考えていく」というふうな答弁でありましたけれども、ぜひ、厚生労働省が14回程度の公費負担が望ましいのだけれども、その中でも5回程度の公費負担を実施することが望ましいと。これは強調しているわけです。そのことがぜひ実現できますように検討をしていただきたいというふうに思います。

以上、2問をお聞きいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かお話がございました。後期高齢者が半年の経過期間とありますが、それが過ぎた後のことはどうなるのかと、こういうことがございましたけれども、これは国の方でも、あるいは連合の方でも決まってくるだろうと、このように思っております。

それから次に、7割、5割、2割の軽減措置でございますけれども、先ほど申しあげましたように、43%ぐらいは軽減されるのではなからうかなと、このように申しあげたわけでございますが、後期高齢者の負担とそれから介護の負担とで、非常に生活が難しくなるのではないかと、こういうようなお話があると。そもそもこういう制度というものは無理があるところの制度じゃなからうかなと、このようにお話があったわけでございますけれども、国におきましても、十分その辺は考慮の上での制度設定と、このように考えるところでございます。

それから、資格証明書との関係でございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、機械的にはしたくないというように申しあげたところでございます。

それから、減免の規定でございますけれども、さっきも答弁申しあげましたように、基準というものはまだ未制定でございますので、今後に待ちたいと思っております。

それから、葬祭費でございますけれども、これにつきましては、国保の運営協議会におきまして、議論されるというふうに思っておりますので、それらを受けて、本市の態度も決定してまいりたいと、このように思っております。

それから、保健事業でございますけれども、努力義務とされているのではないかとということでございましたけれども、それぞれ今度は保険者において、保健事業を特定健診というようなことも実施するということになるわけでございますけれども、これまでと変わらないような形での保健事業になってくるのだろうと、このように思っております。

それから、乳幼児医療の件でございますけれども、これは御案内のように、県と市が折半してやっておるわけでございますので、県の態度というものが近くまとまるわけでございますので、それに応じた形での乳幼児の医療ということにしてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 資格証明書については、悪質な滞納者については出していくということでありましたけれども、本当に困って滞納しておられる方、そういう方については、資格証明書は出さないというふうなとらえ方をしてよろしいのでしょうか。先ほど、石山議員の質問の中にもありましたけれども、こういういろいろな滞納をしていらっしゃる方がふえてきているという中で、やっぱり機械的に取り立てる。また、機械的に資格証明書を出していきというやり方ではなくて、本当にそういう方たちの身になって、税を取り立てるというだけではなくて、やっぱりその方たちの生活が成り立つような、そういう相談活動をぜひ続けてほしい。そして、信頼関係を築きながら、幾らかでも協力していただける、そういう体制をぜひとっていただきたいというふうに思います。

それから、減免や徴収猶予についての中身がまだ示されていないからよくわからないというようなことでもございましたけれども、やはりこの制度そのものに非常に不備が多いなというふうに感じているところです。

保健事業につきましても、これは保険者がやっていくことになるということで、この内容もまだ示されていないということでもございますけれども、国で示しているのは、この保健事業を義務ではないと、努力義務だというふうなことを言っているということは、できるだけお金をかけずに、安上がりにそこそこという考えがあるのだというふうに私はとらえているわけです。

ですから、これまで市などでは、健康診査というものを非常に重視してきたところです。早期発見、早期治療ということで、がん検診なども進んでするようにという広報をしながら、市民の病気から早期発見をして医療費の増嵩を抑えるというふうなことで頑張ってきたところですが、そういうことがおざなりにされてしまうのではないかと危険性があるわけです。

ですから、そういうことでないように、やはり市民の健康を守って、長寿で長生きしてほしいというのは市長も同じように考えていらっしゃるというふうに思いますけれども、ただ、医療費削減、安上がりの医療というような考え方でなくて、やはりぜひ高齢者の命も守っていただきたい。そのことをお願いしたいと思いますが、市長は健康診査について、寒河江市としてどのようなことを考えていらっしゃるかお尋ねをしたいというふうに思います。

まだ、質問が続いておりますので、しばらくよろしく願いいたします。

それでは、3問これで終わります。済みません。4問にします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 資格証明書の発行のことをございますけれども、これは悪質な者に対しては、これは発行しなくちゃならないと。そしてまた、個々の事情というようなものも十分これは考慮しなくちゃならないと。こういうことはこれまでの資格証明書のことも同じですけども、今回出てくるところの後期高齢者の資格証明についても、私は同じ考えで臨んでいいのではないかなと、このように思っております。

それから、減免基準でございますけれども、今後に待ちたいわけでございますが、この後期高齢者の制度、御案内のように、大改正でございまして、今までの国保、あるいは老人保健、介護保険等々、絡んできて、その中から75歳以上の高齢者の医療をどうするかということで、まだ国においても見えないところがあるだろうし、私たちにも全く見えないところも出てくるわけでございます。

そういう意味におきましては、これから制度を施行していく中で、いろいろ試行錯誤が出てくるのじゃないかなと。あるいは出てこなくちゃおかしいのではないかなというような気がするわけございまして、一遍決めたから絶対このとおりというわけにはいかないの、いろいろな御意見やら、実態に応じたところの制度というものが構築されてくるのじゃないかなと、このように思っております。ですから、「今まだ出ておらないのか」とか、あるいは「まだはっきりしていないのはおかしい」と、こう言われましても、これはこういう制度の中で国の方にはっきりそういう声をつながなくちゃならないし、そういう声、話を聞いて、国の方も制度設計に、あるいは制度構築に入っていくのだろうと、このように思っております。

そういう中でございますから、保健事業も保険事業者がいろいろとやることになるわけでございますけれども、これまでの質を落とさないような保健事業、例えばいろいろな健診作業も、これもこれから出てくるだろうと思っておりますし、いわゆる保険者間でまた議論をされるわけでございます。いわゆる政府系の健保、それから共済健保、それから国保関係者とか、いろいろそういう保健事業の特定健診というものについてもこれからさらに吟味されてくると、このように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員に申し上げます。残り時間計算の上質問してください。

佐藤暘子議員 今、さまざまお聞きしたわけですが、この制度自体がまだまだ不透明なところがたくさんあって、そして、私たち、75歳以上の方が保険料を納めながら、どのような制度になっていくのか、どのような内容になっていくのかということも知らされないまま、この制度がスタートするということがこれはおかしいのではないかと私は思います。

市長が「これからいろいろな意見を国につないでいかなければならないのであろう」というようなことをおっしゃいましたけれども、やはり私たちはこの制度が4月から発足するには、無理があるというふうに考えております。と言いますのは、制度そのものの中で今まで扶養家族になっていた方たちの保険料を半年間凍結するとか、そういう国の法律どおりにはいかないような状態が発生しているわけです。

ですから、これはそのまま無理やり進めるというのではなくて、やっぱり一たん中止をして、中身をもう一度精査をして、完全なものになってからこれを立ち上げるというような声をやはり広域連合の議会なり、また、市町村からも上げていく必要があるのではないかと、私は思っております。市長はその点についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、今定例会に後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案に上っておりますけれども、私は11月30日に開かれた広域連合の議会の傍聴してきましたけれども、その中で、条例をいただいてきたんです。その条例を見てみますと、まずわからないことがいっぱいあります。それで、その条例の中身を審査することもなしに、この条例案を議案として議会に提案するということが、これはちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。

広域連合の議会が始まって、11月30日に開かれて、すぐ12月議会が寒河江市では開かれたという、そういう時間的な余裕がなかったということも理由にはあると思うんですけども、でも、この大事な条例が議員の皆さんの審議に付されないままに上程されるというようなことでは、これはおかしいのではないかというふうに考えますけれども、市長の御意見を伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ですから、75歳以上の後期高齢者の制度というものにつきましては、まだまだその制度の内容、ましてやこれからの運用というものについては、十分関係者に知らしめていく必要があるかと思っております。

全く先ほど申しあげましたように、老人保健だ、介護保険だ、国民健康保険だ、それから今度は後期高齢者という制度が分離独立するわけでございますから、じゃあどのように変わっていくのかと、こういうことについて、そして、変わったことでいいことがあるのか、あるいは不利になるようなことがあるのかというようなこと、そして、これを実施されていった場合に、どのような具体的な手続とか、あるいはお金の方がどうなるのかというようなことをやっぱり具体的にわかるように示していくのが広域連合であり、また、行政の立場として必要だろうと、このように思っております。そういうことを徹底して知らしめる、理解を求めていくことがまず大切でございます。そういう中でスタートし、あるいは経過して、いろいろな諸問題が出てきた場合には、それがまた訂正され、あるいは是正されていく、改善されていくという方向に持っていかなければ、後期高齢者の安定的な制度の定着というものは難しいだろうと、このように思っております。

それから、議案でございますけれども、11月の30日に広域連合の議会が開かれたわけでございますけれども、それらにつきましても、各市町村の行政、あるいは議員の方々にも十分これが徹底していると、私は必ずしも思っておりませんし、難しい、新しく制度が発足したわけでございますので、非常にみんなどこに問題があるのか、どれが課題なのかとか、あるいはどうそれを是正していくのかということにつきましては、やっぱり行政担当者、あるいは議会の議員の中におきましても十分これはこれから勉強していかなくちゃならない代物だと、このように思っております。

そういうものにおきまして、いろいろ資料が出てきた場合につきましては、それをみんなにわかるような形で提供するというのも、これも一つだろうと、このように思っております。

以上です。

平成 19 年 12 月第 4 回定例会

散 会 午後 2 時 1 7 分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。